

平成22年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成22年3月24日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	浦野圭司	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	総務部長	池田善紀
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	西巻昭男
住民生活部長	西本喜一	福祉課長	佐藤滋生
福祉課参事	清水修一	国保医療課長	植村俊彦
国保医療課参事	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	都市建設部長	清水建也

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	川端伸和
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	今西弘至
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	黒崎益範
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

---

## 1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 予算決算常任委員長報告について

日程 5. 議会運営委員長報告について

日程 6. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 7. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 発議第 1号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書について

追加日程 2. 発議第 2号 国連自由権規約「個人通報制度」の批准を求める意見書について

追加日程 3. 発議第 3号 冤罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書について

追加日程 4. 発議第 4号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書について

---

## 1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。10番、浦野委員長。

○建設水道常任委員長(浦野圭司君) 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会委員長報告をいたします。

建設水道常任委員会は、3月11日に全委員出席のもと開催されました。その審議内容の概要について報告いたします。

まず最初に、本会議より付託されました議案から審査に入りました。

付託議案第17号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について及び議案第18号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてを一括議題とし、理事者より、いずれも平成22年3月末日にて現在の指定管理者である一般社団法人斑鳩町観光協会への指定が満了するので、引き続き同協会に、平成22年4月1日から3年間に指定することについての説明がありました。

これに対して委員より質疑があり、審査していくのに提出資料が不十分であるので、指定管理者の活動内容がよりわかる資料を後日でよいから各委員に提出していただきたいこと、また、現在、国道25号線から当駐車場に直接進入出来ないが、これを予告する看板を国道に設置出来ないか、また当駐車場周辺の植栽についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

審査の後、両議案についてお諮りしたところ、満場一致でいずれの議案も原案どおり可決することと決しました。

次、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、最初に、①公共下水道事業に関することについてを審査いたしました。理事者より、公共下水道工事の進捗状況の説明があり、また公共下水道接続状況は、平成22年2月末現在で1,994件、接続率は59.1%であるとの説明がありました。これに対して委員より、公共下水道事業の事業費で国と県の負担率について、また下水道が完備してい

くことによる都市下水路の水質の悪化について質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについてを議題とし、理事者より、いかるがパークウェイの岩瀬橋までの道路改良工事が発注され、株式会社清川組が工事業者であり、工事期間は3月3日から10月1日までである。岩瀬橋から三室交差点の工事については、今後、地元関係者の方と協議を進めていく。都市計画道路法隆寺線については、国道との取り付け部分の地権者との交渉は進んでいないとの説明がありました。

これに対して委員より、法隆寺線の国道取り付け部分がふさがっており、公民館の出入り口を利用することは出来ないのか。また、この計画道路の取り付け口の土地所有者との今後の進め方について、またこの計画道路と交差する部分の安全対策について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

本件についても、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業についてを議題とし、理事者より、前回2月15日開催の委員会に報告された内容から別に進展はないので報告内容はありませんと報告されました。これに対しては、別段の質疑はありませんでした。

次に、各課報告事項で、桜まつり能の開催について、理事者より、恒例の桜まつり能が、4月4日、いかるがホールにて開催されるとの報告がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、その他の事項で、委員より、水道料金の自動引き落とし手続の住民へのサービスについて、龍田街道の道路舗装について、斑鳩町バイオマスタウン構想への取り組みについて等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が建設水道常任委員会の審議内容の概要です。詳細につきましては、議事録をご参照いただけます幸いです。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る3月15日、火曜日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。

まず、1番目に、本会議から付託を受けた議案について審査を行いました。

1つとして、議案第2号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について。議案書の要旨に基づき、町の焼却処理施設と焼却灰処分場の延命化を図るため、事業系一般廃棄物の適正処理と減量化を推進するに当たって、事業用有料指定袋制による処理手数料前納制の導入と処理手数料額の見直しを行い、さらには家庭剪定枝葉・草類を焼却処理から堆肥化处理に移行するに当たり、剪定枝葉・草類用の指定袋を作成し、処理手数料の見直しを行うために条例を一部改正するものであると新旧対照表に基づいて説明がされました。

委員より、1つとして、条例改正に伴う周知をきちんとすること、2つとして、昨年委員会として要望したおむつの専用袋の検討状況について、3つとして、この条例の中にある特定家電の運搬の利用状況についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされ、お諮りをしたところ、満場一致で原案どおり可決いたしました。

次に、2番目の継続審査についてですが、1つとして、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたしました。

まず最初に、新年度に変更するものや新たな取り組みについて報告を受けました。

1点目は、焼却灰の運搬業務委託についてですが、平成10年度より大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処理を委託しているが、その運搬については、平成14年度より臨時職員で対応してきているが、平成16年度より5年間従事した臨時職員さんが、年齢が応募資格を超えてしまい、平成21年2月、3月の2カ月にわたり平成21年度の作業員を募集したが、応募がなく、1年間だけ緊急的に引き続き従事してもらっていた。この間にハローワーク等に登録し継続して募集をしたが、結果的に応募がなかったという状況から、平成22年度からこの業務を委託することにし、委託料として100万円の計上を行った。

次に、平成22年度に当町で開催される「地球環境を考える自治体サミット」については、自治体における主要課題である環境問題に積極的に取り組む自治体の首長みずからが集い、相互に意見を交わし、情報交換を行うと共に、交流を通して連携し、地域からの地球環境保全活動を推進・発信する場とすることを目的に、平成16年11月に設立され、現在、北海道から九州まで27市町村が加盟している。これまで、マイバック持参推進サポーターとして活動していただいていた皆さんで、今後、組織としてさらに環境保全活動を展開していこうということから、平成22年2月24日に「地球にやさしい生活推進協議会」を発足されたので、サミットのテーマとして、「レジ袋削減と地

球温暖化について」とする調整をしているところから、活動実績のあるこの協議会に、サミット運営補助金100万円を計上しているというものでした。

続きまして、前回の委員会で委員から要求のあったISO14001定期審査の結果報告書を資料として提出をしてもらって説明を受けました。

次に、斑鳩町レジ袋削減等に関する環境協定の締結についてですが、事業者、住民、行政が一体となって取り組むことを目的として行うものですが、スーパー、コンビニエンスストア、商工会など協定の話を進め、現在7店舗と商工会の1団体と環境協定を締結する準備をしていることが報告されました。

委員より質疑、意見をお受けしたところ、1、マイバッグの持参率の目標に対する達成などの状況把握について、2つとして、協定をしない店舗の理由について、3つとして、協定している店としていない店の見分け方について、4つとして、ポスターなどの広報の仕方について、5つとして、協議会への事業者の参加について、6つとして、町内の各種団体の催しでビニール袋におやつなどを入れて配ったりすることに対しても協力を求めることについて、7つとして、バイオマスタウン構想における生ごみの堆肥化に取り組んでいるところだが、生ごみをメタンガスに変える取り組みなども研究してほしい、8つとして、協定に至らなかった店舗のサミットや関係する事業への協力についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされ、報告を受け審査をしたということで終わりました。

次に、3番目の各課報告事項についてを議題といたしました。

その1つとして、ふれあい交流センターいきいきの里喫茶室の業者変更についてですが、開館以来、株式会社シンエイフードにお願いしてきましたが、やめたいという申し出があり、3月31日をもって撤退されることになりました。4月1日からは、神南にある社会福祉法人萌の障害福祉サービス事業所「らそら」に営業してもらうことになったという報告がされました。

それに対して、新年度の予算書では、使用料はこれまでと同じ金額が計上されているが、障害者団体ということでは、生き生きプラザの使用料と整合性を持たせて使用料を設定するのかという質疑があり、もちろん整合性のある設定を考えているが、時期的なものがあって予算書には反映出来なかったと答弁されています。

2つ目といたしましては、白石畑への車の運行についてです。白石畑自治会から、コミュニティバスは朝夕各1便しかなく、特に高齢者の方の公共施設等の利用で、昼間の

時間帯でワゴン車の定期的な運行について要望がされ、町内で唯一法律上辺地指定の地域であることから、社会福祉協議会にお願いをし4月から実施出来るように調整しているという報告があり、それに対して、無料で行うのかという質疑に対し、その予定であると答弁されています。

続いて、3つ目ですが、斑鳩町次世代育成支援後期行動計画についてです。昨年行ったアンケート調査をもとに、福祉課、健康対策課、教育委員会、企画財政課など10課で構成している作業部会で、各事業の進捗状況を見据えて、新規事業や廃止事業の見直し作業を行い、今年の1月27日に第2回目の次世代育成支援地域協議会で後期計画の素案を示し、意見をいただき、その後再度作業部会で整理をして、今回、計画書案というものが作成され、それに基づいて委員会に報告がされました。なお、3月18日に、最終の協議会の開催を行い、そこで承認をいただき県に報告をするという予定であることも示されています。

それに対して委員より、1つとして、各種乳幼児健診で受診率を見ると、受けていない子どもがいるが、その子どもたちへの対応について、2つとして、目標値の設置の仕方について、3つとして、経済的負担が大きいと感じている原因などについて、4つとして、子どもたちの安全確保の施策について、5つとして、役場庁舎に赤ちゃんのおむつを替えたり授乳をしたりする場所を確保すべきである、6つとして、子どもたちの体力と暴力の関係についてなどの質疑があり、一定の答弁がされています。

続きまして、その他の報告を求めたところ、1つとして、保育園の卒園式が3月25日木曜日と、入園式が4月2日金曜日、いずれも朝9時30分より行いますので出席していただきたいというものでした。2つとしては、生き生きプラザ斑鳩にある歩行浴室の時間帯の変更についてです。現在、利用区分を1日3回と分けているが、利用者が多く予約がとれないという方もあることから、1日4回の利用区分にふやす予定をしており、広報お知らせ版4月号に掲載をして、2カ月前から予約が出来るので、申し込みは5月から受けて7月からの実施となるという報告がされました。これらにつきましては、特に委員より質疑、意見はありませんでした。

最後に、4番目のその他についてを議題とし、委員より質疑、ご意見をお受けしたところ、1つとして、全国的に高齢者施設で火災が多発していることについて、2つとして、火災報知器設置について、3つとして、学童保育室の補助基準などが変わることについてなどの質疑、意見があり、理事者から一定の答弁がされて終わりました。

次に、継続審査の手続について、今後も引き続いて当委員会の重要課題である環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてとすることを確認して終わりました。

以上が、開会中に開催いたしました厚生常任委員会の概要です。詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。7番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） それでは、総務常任委員長報告をいたします。

去る3月16日、全委員出席のもと総務常任委員会を開き、本会議から付託を受けました2議案及び継続審査案件、並びに当委員会所管に係る報告を受け、必要な審査、質疑を行いましたので、その概要について報告いたします。

まず、本会議からの付託案件であります議案第1号 職員の勤務時間の短縮に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。理事者より、現在1週間の勤務時間40時間を1時間15分短縮し38時間45分に、1日当たりの勤務時間8時間を15分短縮し7時間45分にする。育児休業適用職員の選択出来る4つの勤務形態のそれぞれの勤務時間を短縮する改正である。ただし、役場本庁及び出先機関の開庁及び閉庁の時間については、職員の勤務時間の割り振りを変更することで対応し、従来どおり午前8時30分から午後5時30分までとし、行政サービスの維持を図るとの説明がなされました。委員より若干の質問、答弁の後、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてであります。理事者より、財団法人斑鳩町文化振興財団は、平成18年度から4年間の指定管理者の実績により施設詳細及び業務内容を熟知し、当センターの重要性や設置目的についてよく理解しており、文化振興を図る自主事業を展開しつつ施設管理と合わせた一体的で効果的な質の高い運営が期待出来るため本財団を選定した。また、指定期間は、安定した施設運営の観点から、平成22年4月1日より平成25年3月31日の3年とするとの説明がなされました。

委員より、ホールの友の会の会員数の減少について、町民に興味ある自主事業の展開について、アンケート調査の範囲と意見箱等の設置などの住民や利用者の声を聞けるシ

STEMづくりについて、センターの緊急時の職員の日ごろの対応について、職員の接客態度について質問があり、それぞれに答弁がなされた後満場一致で可決すべきものと決しました。なお、本審議とは直接関係はないことですが、ホールの駐車場からの入り口に設置されていた喫煙場所が3月末日をもって禁煙とすることの報告がなされています。

続きまして、継続審査案件であります斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。斑鳩町文化財活用センター長には樋口隆康氏が着任されること、史跡中宮寺跡の現地説明会には、2月20日、21日の2日間で約900名の見学者があったこと、安田家文書の展示会は、3月6日から14日までの9日間で228名の見学者があったことの報告がなされました。なお、「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」の詳細につきましては、本定例会初日に報告いたしましたことと変わりがないため省略させていただきます。

委員より、里帰り展の情報発信について、観覧者の車の駐車場について、観覧者へのアンケート調査について、里帰り展期間中の施設の夜間の警備体制について、地元自治会の方々の内覧会について、町内の小・中学生や70歳以上の方の受付での対応についてなどの質疑があり、それぞれに答弁がなされていました。

次に、各課報告事項であります。

1つとして、職員採用試験について、一般事務職で男性2名、女性3名の計5名、保育士で女性2名が合格され、本年4月1日より採用とのこと。

2つとして、斑鳩文化財センター長の賃金については、前回委員会の各課報告事項のうち臨時職員の賃金の改定についてで、新設される斑鳩文化財センター長の賃金に関する資料として、近隣類似施設の館長あるいはセンター長の賃金、基本的勤務形態等の資料を要望していたものであります。今回、一覧表として資料が出され、その詳細について説明がなされました。委員より、当町のセンター長の勤務内容と範囲についての質問があり、理事者の答弁の後、前回の臨時職員の賃金の改定の報告については、理解をすることといたしました。

3つ目として、平成22年度新規事業等についてであります。このことにつきましては、当委員会として、次年度当初予算に係る新規事業やそれに類する事業については、少なくとも2月の委員会までには報告されるようたびたび要望してきましたが、漏れ落ちている報告があったため、改めて報告を受けることにしたものであります。

総務部所管に関しては、被災者支援システムの導入について、教育委員会所管に関し

ては、放課後子どもプランについて、斑鳩町中央公民館のリニューアルについて、「元気クラブいかるが」に対する支援について、「平成22年度近畿ブロック・ユネスコ活動研究会 in 斑鳩」の開催の地元負担金の支援について報告がなされました。委員より、被災者支援システムの導入、放課後子どもプラン、中央公民館のリニューアル等について質疑がなされました。

続きまして、4つとして、昨年9月に前倒しにより予定していた斑鳩小学校本館東棟校舎、斑鳩西小学校本館東棟校舎、斑鳩中学校本館西棟校舎及び体育館の耐震補強工事は、22年度の夏休み期間に施工とのこと。

5つとして、前平前消防団長の死去により、3月15日付で山崎悦宏氏が団長に任用されたとのことであります。

次に、その他として、第4次総合計画について、学校教室への扇風機設置について、藤ノ木古墳内の外周のペットのふん対策についてなどの質疑、意見が出され、それぞれに答弁がなされています。

以上が、本定例会中の総務常任委員会における審査事項の概要であります。詳細につきましては、本会議録をご覧くださいませようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前10時00分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、日程4、予算決算常任委員長報告について、予算決算常任委員長の審査結果報告を求めます。15番、木田委員長。

○予算決算常任委員長（木田守彦君） それでは、予算決算常任委員長報告を行います。

去る3月17日、午後1時30分、全委員出席のもと予算決算常任委員会を開催いたしました。

まず初めに、議案第3号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,586万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ78億9,521万4,000円とするものであります。

その主なものといたしまして、歳入予算の補正であります。町税では、町民税で、個人で退職課税分が退職者数の減によりまして減収が見込まれることなどから710万円の減額、町民税の法人につきましては、各企業の業績が大きく落ち込んでおりまして1,620万円の減額、固定資産税では家屋の原価幅が当初の予測を下回ったことなどによりまして1,300万円の増額、都市計画税につきましても、固定資産税と同様の理由によりまして110万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款の株式等譲渡所得割交付金では、株式譲渡所得割県民税の決算見込みは、当初の見込みを大きく下回りましたことによりまして360万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第13款使用料及び手数料では、第1項使用料で、文化財活用センターの特別展での観覧料を定めたことから、入館者見込みによりまして79万8,000円の追加補正をお願いするものでありまして、次に第14款国庫支出金では、第1項国庫負担金で私立保育園の広域入所に係る保育所運営費負担金で310万2,000円の増額、障害者介護給付訓練等給付費支給事業に係る自立支援給付費負担金で295万7,000円の増額、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金で105万2,000円の減額、また第2項の本年4月から施行予定の子ども手当の給付に係る電算システムの導入に伴います補助といたしまして486万2,000円の追加、そして小規模福祉施設へのスプリンクラーの整備補助として606万6,000円の追加でございます。まちづくり交付金が最終年度を迎えまして、総事業費に対する交付額が確定したことから200万円の減額、地域活性化・きめ細かな臨時交付金が創設されたことから、その交付限度見込額5,076万3,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第15款の県支出金では、第1項の県負担金で、民生費国庫負担金と同様に保育所運営費負担金で155万1,000円の増額、自立支援給付費負担金で147万8,000円の増額、国民健康保険基盤安定負担金で412万1,000円の減額、また後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては85万1,000円の増額。第2項といたしまして県補助金では、障害者自立支援特別対策事業費補助金で43万8,000円の増額などの補正を行うものであります。

次に、第16款の財産収入では、第1項の財産運用収入で、土地開発基金用地におきまして土地賃借料収入があったことから7,000円の増額、各基金利子の決算見込により122万円の増額などの補正を行うものであります。

次に、第17款寄附金では、教育費寄附金で9万1,000円の増額、福祉費寄附金で13万2,000円の増額、都市計画費寄附金で2万円の増額などの補正を行うものであります。

次に、第21款の町債では、まちづくり交付金の減額により150万円の増額補正を行うものであります。

続きまして、歳出予算の補正の内容であります。

第2款の総務費では、第1項の総務管理費で、職員の退職に伴う職員退職手当負担金で2,185万7,000円の増額、財政調整基金などの各基金利子の決算見込みによる積立金及び繰出金で100万6,000円の増額などの補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費で、国民健康保険基盤安定繰出金及び国保財政安定化支援事業繰出金の確定によりまして634万3,000円の減額、福祉基金の積み立てにより11万円の増額、小規模福祉施設へのスプリンクラー整備補助として606万6,000円の追加、障害者介護給付・訓練等給付費支給事業及び障害者自立支援特別対策事業におきまして当初の見込みを上回ることからその所要額650万円の増額、介護保険事業特別会計におけます介護給付費が当初の見込みを上回ることから、その町負担額525万円の増額、後期高齢者医療広域連合からの通知によりまして保険基盤安定負担金繰出金で113万5,000円の増額。

次に、第2項の児童福祉費で広域入所の希望者が当初の見込みを上回ることなどから344万8,000円の増額、本年4月から施行予定の子ども手当の支給について、事務を円滑に進めるための電算システムを導入することから486万2,000円の追加などの補正をお願いするものであります。

次に、第4款の衛生費では、第1項保健衛生費で、新型インフルエンザの集団接種の実施などにより職員の時間外勤務が増加したことなどから30万5,000円の増額、また清掃費では、年末などの休日出勤の増加により76万円の増額の補正をお願いするものであります。

次に、土木費では、第2項の道路橋りょう費で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、新年度実施事業の一部を前倒しで実施しますことから6,118万円の増額、また第4項の都市計画費で公共下水道事業特別会計における補正により繰出金1,215万1,000円の減額などの補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費では、第1項教育総務費で職員の退職等により時間外勤務が増加したことから94万3,000円の増額、また第5項社会教育費で教育費寄附金の斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積み立て9万1,000円の増額などの補正をお願いするものであります。

次に、第11款の公債費では、本年度の定時償還に係る利子額が確定いたしましたことから2,440万6,000円の減額補正を行うものであります。

最後に12款の予備費につきましては、今回の予算補正に要します財源1,475万円を充当させていただきたく補正をお願いするものであります。

なお、諸般の事情によりまして本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費として、全国瞬時警報システム整備事業で443万8,000円、第4次斑鳩町総合計画策定事業で82万円、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業で606万6,000円、子ども手当支給事業で486万2,000円、新型インフルエンザ対応事業で1,605万4,000円、道路新設改良事業で6,118万円、法隆寺線整備事業で121万6,000円、都市計画マスタープラン策定事業で171万8,000円の予算措置をお願いしますとの報告があり、質疑をお受けしたところ、1つとして、まちづくり交付金について制度と内容について、平成18年度より平成21年度が最終年度でありますので、その交付限度額の決定によるものであります。

続いて、国からの交付金が色々あって、学校校舎の耐震についても活用されておりますが、来年度の対応についてはどうなるのかについて教えていただきたいとの要望に対しまして、当初予算より9億3,000万円、うち国、県の交付金はどのぐらいになっておるのか、極め細かな交付金の上限について。その答えといたしましては、上限はあります。6,667万円であります。国から示された金額で、それに合わせて事業を考えましたという回答を得まして、質疑を終結いたしました。

委員にお諮りしたところ、当委員会では可決することにご異議ございませんかという問いに対しまして、異議なしと認めますとの答えを得まして、当委員会としては満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,357万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,430万7,

000円とするものであります。

その主な補正の内容といたしまして、初めに、歳入予算の補正内容につきまして、第2款国庫支出金では、療養給付費負担金で777万3,000円を減額する一方、財政調整交付金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で641万9,000円の増額を行い、合わせて135万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第5款の県支出金では、財政調整交付金で478万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、他会計への繰入金では、保険基盤安定繰入金の額の確定によりまして689万7,000円の減額、また財政安定化支援事業繰入金の額の確定によりまして55万4,000円を増額し、合わせて634万3,000円の減額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正内容につきましては、第1款の総務費で、前期高齢者に係る医療費負担割合の特例措置の延長に伴う高齢者医療制度円滑運営事業といたしまして26万3,000円の増額補正をお願いするものであり、また第2款保険給付費では、医療費に係る給付見込額が増加することにより5,331万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

なお、このたびの補正につきましては、歳出予算額が歳入予算額を上回るため、その差額5,648万4,000円を雑入に計上いたしましたとの報告を受け、質疑をお受けしたところ、質疑なしということで、満場一致で異議ございませんかとお諮りしたところ、異議なしとの声があり、当委員会としては満場一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第5号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億5,346万7,000円とするものであります。

その主な内容といたしまして、初めに歳入予算の補正内容につきましては、公共下水道への接続件数の増加に伴いまして、第1款の分担金及び負担金で500万円の増額補正、第2款使用料及び手数料で131万9,000円の増額補正、第3款国庫支出金では、首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額費補助金の追加により73万6,000円の増額補正、第4款繰入金では、加入負担金等の収入増に伴い1,215万1,000円

減額補正、第6款諸収入では、消費税還付確定により542万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の内容につきましては、第1款の公共下水道費、第1項の下水道管理費で汚水処理費用の増加に伴いまして流域下水道維持管理負担金で33万円の増額補正をお願いするものであるとの説明を受けた後、質疑に入りました。

1つとしては、一般会計へ繰り入れされておることについて、その減の額はどれとどれなのかわかりにくいということでございましたんですねけども、理事者側より丁寧なご説明がありまして、当委員会として委員の皆さんにお諮りしたところ、当予算について異議なしと認めましたので、当委員会としては満場一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第7号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ599万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,248万3,000円とするものであります。

その主な補正の内容といたしまして、初めに歳入予算の補正内容につきましては、第1款後期高齢者医療保険料で、現年度分の特別徴収保険料を減額する一方、普通徴収保険料を増額し、合わせて485万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款繰入金では、保険基盤安定負担金の確定により113万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正内容につきましては、第2款後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料等負担金として歳入と同額の485万7,000円の増額補正を、また保険基盤安定負担金として歳入と同額の113万5,000円、合わせて599万2,000円の増額補正をお願いするという説明を受けております。

その後、当委員会として皆さん方に異議ございませんかとお諮りしたところ、全委員より異議なしと認められましたので、当委員会としてはこれを満場一致で可決すべきと決しました。

以上で、予算決算常任委員会の補正予算に関する報告とさせていただきます。詳細につきましては、議事録に記載されておりますので、その方をご参照願いたいと思います。

続きまして、新年度予算なんですけども、予算決算常任委員長報告ということで、去る3月8日、9日、2日間にわたりまして、本会議から付託を受けました議案第8号

平成22年度斑鳩町一般会計予算、議案第9号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計予算、議案第11号 平成22年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算、議案第12号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算、議案第13号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算、議案第14号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算、議案第15号 斑鳩町水道事業会計予算、以上8議案を審査するため、全委員出席のもと理事者より説明を受け、質疑応答をして審査を行いました。

議案第8号 平成22年度斑鳩町一般会計予算について。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73億8,000万円とする。

この予算を組むに当たりまして、一つ一つの施策内容について、効率的で無駄のない有効な施策を構築、実施することにより質の高い住民サービスを提供していく不断の取り組みと、事務事業の選択と周知により見直しを図り、歳出の圧縮に努めたとの報告があり、乳幼児から高齢者、障害者など、町民一人ひとりの暮らしの安全安心を守るため、将来の財政負担も勘案し、財政調整基金を取り崩すことなく、限られた財源を最大限効率的に活用し、真に必要な施策、事業に配分を行ったとの報告がなされました。

まず初めに、歳出では、総務費として、自治会への助成で626万6,000円、地域集会所施設整備の支援で453万4,000円、コミュニティバスの運行で1,077万3,000円、文化振興センターの維持管理で8,401万円、文化振興財団への支援で1,451万3,000円、広報紙の充実で555万2,000円、ホームページの充実で62万1,000円、第4次斑鳩町総合計画の策定で655万2,000円であります。

次に、民生費では、敬老式典の開催で218万4,000円、老人クラブへの助成で117万2,000円、高齢者生きがいくりの推進で1,080万1,000円、更生医療費の給付で1,562万3,000円、障害者介護給付・訓練等給付費の支給で2億816万5,000円、幼児2人同乗用自転車購入費の助成で61万円、子ども手当の支給で5億1,793万6,000円、子ども医療費の助成で8,000万円であります。

次に、衛生費では、健康教育の実施で21万6,000円、高齢者インフルエンザ予防接種の実施で2,140万円、細菌性髄膜炎予防接種の実施で399万9,000円、肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成で292万8,000円、妊婦一般健康診査の実施

で1,822万3,000円、乳がん検診の実施で483万2,000円、子宮がん検診の実施で462万8,000円、新生児訪問の実施で68万3,000円、ごみ減量・資源化の啓発で549万2,000円、バイオマス利活用の推進で1,770万1,000円、衛生処理場の維持管理で8,568万8,000円、最終処分場の維持管理で645万6,000円、衛生処理場焼却灰の搬出で842万2,000円、鳩水園の維持管理で8,706万円であります。

次に、農林水産業費では、高安農道の整備で2,651万1,000円、幸前農道の整備で350万円、東里農道の整備で1,400万円、遊休農地再生活動の実践スタートで85万3,000円であります。

次に、商工費では、債務保証による支援体制の整備で300万円、観光協会に対する支援で1,489万8,000円、斑鳩市の開催で50万円、法隆寺iセンター維持管理で2,112万2,000円、観光自動車駐車場の維持管理で908万5,000円あります。

次に、土木費では、既存木造住宅耐震診断の支援で90万4,000円、既存木造住宅耐震改修の支援で150万円、JR法隆寺駅周辺整備の推進で1億1,335万7,000円、橋りょう環境の整備で220万円、道路の新設改良で2,888万円、景観計画の策定で265万4,000円、都市計画マスタープランの策定で393万6,000円あります。

次に、消防費では、被災者支援システムの導入で94万5,000円、災害物資の備蓄で310万円、消防団の運営で1,920万2,000円、自営消防団の支援で100万円、西和消防組合との連携で2億8,876万円あります。

最後に、教育費では、公民館の充実で500万円、図書館サービスの充実で1,049万7,000円、マラソン大会の開催で250万円、小学校講師の配置で3,296万6,000円、中学校講師の配置で1,852万1,000円、小学校遊具の改修で370万円、小学校学校図書の本の整備で229万4,000円、中学校学校図書の本の整備で228万円、幼稚園遊具の改修で150万円、幼稚園園舎の耐震補強で380万円、町内遺跡の発掘調査・保存で200万円、史跡中宮寺跡整備に伴う発掘調査で1,000万円、文化財活用センターの管理運営で3,089万6,000円、文化財特別展の開催で80万円あります。

歳出予算の性質別の状況について。

義務的経費では34億9,300万1,000円であります。

次に、扶助費であります。子ども手当、障害福祉に係る扶助費や中学生までの医療費無料化による子ども医療費助成金などが増加したことから、対前年度比で4億4,581万6,000円、81.6%の大幅増となっております。

次に、公債費であります。平成17年度にJR法隆寺駅周辺整備事業に伴って発行した斑鳩町いきいきの里債が満期一括償還となることから、それと平成19年に発行した生き生きプラザ斑鳩の建設事業の元利償還が開始となったことによりまして、対前年度比で1億222万9,000円、11.2%の増となっております。

経常的経費では、35億1,942万6,000円となっております。前年度と比較して9,161万4,000円、2.7%の増であります。

次に、物件費につきましては、小学校1年生から3年生及び中学校1年生で30人学級を導入することや、斑鳩文化財センターの管理運営費が平年度化することなどから対前年度比で2,513万9,000円、1.6%の増であります。

維持補修費では、道路維持や公園に係る補修費が増加したことから、対前年度比553万6,000円、3.7%の増となっております。

補助費等では、後期高齢者医療療養給付費負担金や西和消防組合の負担金が増加すると共に、新たにHibワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種に係る助成事業に取り組むことから、対前年度比で1,990万2,000円、2.5%の増となっております。

繰出金につきましては、老人保健を除くすべての特別会計で増額となったことから、対前年度比4,103万7,000円、4.7%の増となっております。

次に、投資的経費では2億6,262万円となっており、対前年度比2億2,840万円、46.5%の大幅な減となっております。そのわけといたしまして、平成21年度において、国の経済対策により学校校舎耐震補強事業や道路新設改良事業などについて前倒しし、繰り越して事業を執行していくことから、平成22年度の実行予算として前年度と同じ程度の事業費を確保しているとの総括説明がありました。

歳入予算の内容では、町税全体で29億570万円を計上しており、前年度比で1億3,650万円、4.5%の減となっております。

次に、地方譲与税全体で6,100万円に対前年度比750万円、10.9%の減となっております。

次に、利子割交付金で1,440万円を計上しており、対前年度比110万円、7.

1%の減となっております。

次に、配当割交付金として1,020万円を計上しており、対前年度比30万円、2.9%の減となっております。

次に、株式等譲渡所得割交付金として280万円を計上しております。対前年度比では220万円、44.0%の減となっております。

次に、地方消費税交付金として1億7,570万円を計上しており、対前年度比で360万円、2.0%の減となっております。

次に、ゴルフ場利用税交付金として2,870万円を計上しております。対前年度比で100万円、3.4%の減となっております。

次に、自動車取得税交付金としては2,230万円を計上しております。対前年度比では30万円、1.4%の増となっております。

次に、地方特例交付金として4,820万円を計上しております。対前年度比では400万円、7.7%の減となっております。

次に、地方交付税としては17億4,380万円を計上しておりまして、対前年度比では3,780万円、2.2%の増となっております。

次に、交通安全対策特別交付金としては、前年度と同額の400万円を計上しております。

次に、分担金及び負担金として1億1,053万9,000円を計上しております。対前年度比71万円、0.6%の減となっております。

次に、使用料及び手数料といたしまして2億3,649万7,000円を計上しております。対前年度比で950万円、4.2%の増となっております。

次に、国庫支出金として7億3,661万5,000円を計上しております。対前年度比3億3,921万9,000円、85.4%の大幅な増となっております。

次に、県支出金として3億7,655万2,000円を計上しております。対前年度比で2,375万6,000円、3.8%の増となっております。

次に、財産収入として407万5,000円を計上しております。対前年度比で43万8,000円の増となっております。

次に、寄附金として50万円を計上しております。

次に、繰入金として8,185万5,000円を計上しております。対前年度比で8,000万円の大幅な増となっております。

次に、繰越金として前年度と同額の1億3,000万円が計上されております。

次に、諸収入として3,946万7,000円を計上しております。対前年度比では1,400万3,000円、26.2%の減となっております。

次に、町債として6億4,700万1,000円が計上されております。

以上のように一般会計予算の総括及び歳入の説明をしていただいた後、質疑に入りました。

1つとして、生き生きプラザの使用料と部屋の利用率についてお聞かせ願いたいと思います。それと、21年度当初予算での利用率についてはどうかという問いに対しまして、大体50%ぐらいであると、21年度当初よりは若干利用率は上がっておりますが、そのふえた形での使用料を今回は積算しております。

次に、公民館使用料を去年よりもふやしてこられたことについて、昨年生き生きプラザが出来る時、利用率が下がるのではないかと思われておりましたがという問いに対して、生き生きプラザの利用が多くなり公民館の利用が減るのではと思っていたのが、利用者数については減少することもなくきており、新年度予算を組ませていただいたという報告がありました。

次に、文化財活用センターの使用料60万円について予算の計上をされたことについて。答えといたしましては、特別観覧に来られる人数として、大人1,000人、学生300人、子ども400人で、料金としては、大人500円、学生200円、子どもを100円として予算を組ませていただきましたとの報告がありました。

次に、財政推計表の普通交付税は22年度の方がふえている。特別交付税は、税の額は21年度と変わらないのに、普通交付税がなぜ下がっているのかという問いに対しまして、普通交付税については、予算を組む段階において歳入不足が一番怖いので、やはり若干抑えめにしておりますので、決算見込みの場合には交付税がふえてくるものであります。

以上で、総括と歳入全般の質疑を終結いたしました。

続いて歳出の質疑に入りました。

委託料の中で、地番図修正業務委託について、町内の地番で修正しなければならない箇所が多くあると思われるけれども、順次やっていくという内容なのかということに対しまして、筆の合筆なり分筆されたときに地番図に反映させるために行っている業務で、1年間を通して異動があった分だけを修正しております。

1つとして、コミュニティバスの運転業務委託料なんですけれども、車両を新しくされるということなんですか。答えといたしましては、平成12年より運行しております10年が経過し、走行距離も12月末現在で43万キロとなっており、新規車両を購入し委託してまいりたいと思っております。

次に、生き生きプラザ斑鳩が出来てコミュニティバスの運行の改善を求める声があると思われるが、今後の考え方についてお聞かせ願いたい。答えとして、将来的には地域を2つぐらいに分けて2台の車両で運行をしていきたい。現在無料であります。そのときには料金設定をしてまいりたいとの答えを得ています。

次に、自治会連合会への補助金100万円についてどのように使用されているのかという問いに対しまして、平成18年度より120万円だったのを100万円とし、平成20年度より単年度清算として余った分については町へ返還をしてもらっているとの回答を得ております。

次に、草刈り業務委託料が平成21年度と比較して大きくふえているが、その内容についてということであります。答えとして、180万円ほど前年度よりふえております。その内容としては、役場庁舎の東側の駐車場の植栽部分以外の周辺の草刈り、また植栽部分の除草であります。21年度は職員で処理をしていたのを22年度は業者委託とするものであります。その他に、下司田池の堤塘と緑ヶ丘の緑地の樹木の剪定であります。

問いといたしまして、まちづくりフォーラムなんです。総合計画の中での住民説明会について、どのような形で実施しようと思っておられるのかの問いに対しまして、総合計画の第4次計画策定業務の中間年の報告としてまちづくりフォーラムの開催を実施してまいりたいと思っておりますとの答えでありました。

人事考課制度の試行的な実証について、今後の展望と評価方法についてどのように考えておられるかという問いに対しまして、評価については公正でなければならないし、その評価については賃金でしか評価が出来ません。将来の展望としては、職員の士気にもかかわりますので、公正な評価をすべきだと考えておりますとの答えでありました。

次に、自動体外式除細動器、AEDについて、全国的に機器の不具合が見つかるが、当町では点検をしておられるのかという問いに対しまして、報道された業者の品物と町の使っている業者の品物自体違いますので、町の使用機器については不具合はないということでありました。次いで、職員さん等が研修等を受けられるときに使用される機器は配備されている機器と違うものなのかという問いに対しまして、AEDは1回

使用をしますと使用不可能となりますので、研修につきましては研修用AEDにて研修がなされております。

次に、防犯灯新設工事で、ミニ開発のようなところで、防犯灯の設置に対する支柱の設置を、開発業者に協議のときに設置するよう協議事項の中に盛り込むことは出来ないのかという問いに対しまして、支柱のみの設置をすることの指示は出来ないと思いますので、防犯灯をつけるという形での指示は可能と思いますので、担当課と協議していく中で考えたいと思っております。

次に、顧問弁護士謝金といたしまして、自治会集会所建設に伴う損害賠償控訴事件における顧問弁護士料と思われませんが、現在の状況についてお聞かせ願いたい。答えといたしまして、平成20年6月27日、大阪高等裁判所におきまして判決があり、この判決を町は不服として平成20年7月9日付で最高裁判所に上告受理の申し立てを行っております。その後、資料の請求もなく現在に至っておるような状況であるとの報告でありました。

次に、自治総合センターコミュニティ補助金の内容についてお聞かせ願いたいということで、答えとしては、財団法人の自治総合センターが宝くじの収益を原資として宝くじの普及、広報等に資する事業としてコミュニティ助成事業を活用して助成されております。この申請につきましては、「和太鼓いかるが」が太鼓の整備として申請され内定をいただいたところであります。助成金については、町が予算に計上して処理するものと要綱で定められておることから予算計上をさせていただいたということであります。

次に、たばこ消費税が10月1日から1本3円50銭値上がりとなり、町税でも1円32銭引き上げられて税収が減額となるということについて教えていただきたいと思っておりますという問いに対しまして、答えとして、1円32銭の引き上げにより税収は見込まれますが、国におきましては、現下のたばこ市場が少子化や高齢化の進展といった構造的な要因に加えて、健康意識の高まりなどによりまして喫煙率及び総需要の減少が続いておりますことから、引き上げ分を加えても減収になると見込まれます。

続いて、9月のクリーンキャンペーンのときに、一遍みんなでホースを出して防火演習をしたいと思うが水道を使ってもいいのかということについてお聞かせ願いたいとの問いに対しまして、自警団を結成していただいているところで、順次、防災訓練を自治会主催でやっていただいております。西和消防と、それから町の方も一緒に協力させていただいて来年度で実施していこうと予定をしております。水道課より水を使っ

練はしないでほしいと言われております。防火水槽を使って使用して放水をすることも可能でありますので、各分団に言ってもらって実施をしていただきたいと思いますとの答えでありました。

続きまして、被災者支援システム導入業務委託料とはどのような内容でしょうかという問いに対しまして、地震、風水害などの災害が発生した直後に避難所を開設する必要がある場合に、避難所の入退場情報の管理、あるいは緊急物資等の在庫管理や、あるいは必要な物資を供給していくという支払い方法であります。

次に、議案第11号 平成22年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ344万7,000円で、前年度より繰越金344万5,000円と預金利子等で2,000円であり、財産区の維持管理に要する費用14万5,000円と予備費として330万2,000円であります。

1つとして、住民さんから下水に関する悪臭の発生の苦情は出ておりませんかという問いに対しまして、住民から苦情が出ておりまして、曝気水中ポンプによりまして水を動かしまして、悪臭が抑えられるように4月の中旬ごろから11月中旬の間運転をしておりますとの答えでありました。

住民生活部所管に係る総務費の委託料の無料法律相談運営委託料として137万6,000円を計上しておりまして、奈良弁護士会に委託をし、年36回開催をし、皆様の抱える諸問題について、弁護士による問題解決に対応しております。

また、交通安全対策費として、自転車等の放置に関する事業は環境対策課が所管しております。53万7,000円を予算計上しております。同じく、自転車等駐車場運営費では、1,211万7,000円を計上しております。対前年度比で67万8,000円、5.9%の増となっております。自転車等駐車場内に設置しております駐輪場のトイレを下水道に接続するための工事が主な増額であります。

次に、戸籍住民基本台帳費については、5,126万7,000円を計上しており、対前年度比で291万8,000円、5.4%の減となっております。個人情報取り扱いには細心の注意を払いながら、本人確認を徹底して行うなど不正申請の未然防止に努めており、昨年度から郵便局にかえて町の施設であります西公民館、東公民館、生き生きプラザ斑鳩の施設で行っております。住民票の写し等の交付について住民の利便性を図るため、引き続き実施をいたします。

それらの説明を受けた後質疑に入りました。

無料法律相談について、こういった傾向の法律相談が多いのかについてお聞かせ願いたいということに対しまして、民事が一番多くて、去年の12月末現在ですが、民事が57件、家事が55件、刑事が1件、その他で4件で、合わせて117件の相談がありました。

続いて、住基ネットのカードの発行枚数は何枚を予定して、21年度と比べてどのくらい違うのかということに対しまして、21年度では、2月25日現在120枚を発行しております。来年度については、132枚の発行をするものと思われますので、通常とそんなに変わらないと思いますとの答えでありました。

駐輪場の委託料の積算根拠についてお聞かせ願いたいという問いに対しまして、従事者については1日5名、そして積算単価については1時間当たり750円であり、平成19年度から据え置きをしておる状況でありますとの答えでありました。

次に、民生費につきましては、23億7,182万7,000円を計上しており、対前年度比4億1,822万円、21.4%増で、その要因は、子ども手当の創設に伴います扶助費の増であります。

社会福祉総務費であります。本年度予算額は3億4,932万1,000円を計上しております。対前年度比432万2,000円、1.3%の増となっております。次に、国民年金事務取扱費では918万5,000円で、対前年度比34万2,000円、3.9%の増となっております。次に、老人福祉費では6,748万3,000円を計上しており、対前年度比489万9,000円、6.8%の減となっております。次に、老人憩の家運営費では1,817万4,000円を計上しております。対前年度比で34万6,000円、1.9%の減であります。次に、医療対策費では1億5,303万円を計上しており、対前年度比で3,135万2,000円、25.8%の増となっております。次に、人権対策費では78万1,000円を計上しております。対前年度比で3万6,000円、4.8%の増であります。次に、あゆみの家管理運営費では43万7,000円を計上しております。対前年度比で1万6,000円、3.8%の増であります。続いて、障害福祉費では3億1,154万2,000円を計上しており、対前年度比5,110万8,000円、19.6%の増であります。次に、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では3,454万5,000円を計上しており、対前年度比100万8,000円、2.8%の減であります。次に、介護保険事業繰出費では2億4,792万円を計上しており、対前年度比811万1,000円、3.

4%の増となっております。次に、総合保健福祉会館管理運営費では3,263万3,000円を計上しており、対前年度比185万4,000円、5.4%の減であります。次に、後期高齢者医療費では2億3,442万9,000円で、対前年度比1,027万4,000円、4.6%の増となっております。

続いて、児童福祉費の児童福祉総務費では2,295万6,000円、対前年度比で419万7,000円、22.4%の増であります。次に、児童手当では3,493万5,000円を計上しております。対前年度比で1億5,727万5,000円、81.8%の減となっております。次いで、保育園費では3億1,506万4,000円を計上しております。対前年度比比63万8,000円、0.2%増となっております。続いて、学童保育運営費では2,145万4,000円を計上しております。対前年度比で4,473万円、67.6%の減となっております。

次に、子ども手当支給事業費では5億1,793万6,000円を計上しております。次に災害救助費として2,000円を計上しております。

以上の説明を受けた後、質疑をお受けしたところ、生駒郡社会福祉協議会に対する補助金の使われ方についてということで、1つは郡の障害者団体等に対する補助金、それと郡社協の方の研修であるとの答えでありました。

次に、子ども医療費の助成について、その支払い方法について説明をしていただきたいとの問いに対しまして、今回拡大させていただきました小学生、中学生については、一たん医療機関で自己負担額3割分を支払っていただき、その領収書を添えて請求書を役場に出していただくことによりお支払いするとのことでございます。

次に、ふれあい交流センターいきいきの里が、昨年、入浴料、入館料を改訂されたが、現在の状況についてはどうですかという問いに対しまして、入館料の変更をした翌月ぐらいは若干の減少でしたが、それ以降については利用者については半減しているような状態です。

続いて、幼児2人乗同乗自転車の購入費助成金の補助状況についてお聞かせ願いたいという問いに対しまして、4件の申請を受けて3件の支払いが終わっておりますとの答えでございました。

次に、延長保育の夕食調理業務委託が22年度はなくなっていることについてということであります。現員の調理員さんに夕食をつくっていただくこととなると考えておりますとの答えでありました。

次に、要保護児童対策地域協議会委員の構成についてお聞かせ願いたいということで、答えとしては、行政機関、教育機関、関係機関ということで16人の委員で構成されており、その中で行政機関、教育機関は公務員ということで無償であります。それ以外の医師、歯科医師会とか民生児童委員さん、いかるが園の園長さんになっていただいておりますとのことであります。

続いて、衛生費について8億7,344万7,000円を計上しております。対前年度比2,482万円、2.9%の増であります。

保健衛生総務費では1億4,405万2,000円を計上しており、対前年度比709万3,000円、5.2%の増であります。次に、感染症予防費では5,178万1,000円を計上しており、対前年度比で1,257万円、32.1%の増となっております。次に、母子衛生費では2,491万9,000円を計上しております、対前年度比で228万9,000円、10.1%の増であります。次に、健康増進事業費では2,939万3,000円が計上されております、対前年度比311万円、9.6%の減となっております。次に、狂犬病予防費では41万3,000円計上しており、対前年度比で6,000円、1.4%の減となっております。次に、火葬場費では3,036万4,000円を計上しております、対前年度比で718万4,000円、31.0%の増であります。次に、環境対策費であります。221万5,000円を計上しており、対前年度比319万3,000円、59%の減であります。

続いて、清掃費、清掃総務費では1,666万5,000円を計上しており、対前年度比で160万4,000円、8.8%の減であります。次に、塵芥処理費では4億2,923万7,000円を計上しており、対前年度比7万2,000円、微増であります。続いて、し尿処理費であります、1億4,440万8,000円計上されております、対前年度比では352万5,000円、2.5%の増であるとの説明を受け、質疑に入りました。

まず、猫の被害がひどくなり、悪臭もひどいので、飼い猫と野良猫の判別は難しいと思われるが、何かいい対策はありませんかということに対しまして、猫については、基本的に愛護の観点から、犬と違って捕獲することは出来ませんが保護することは出来ませんが、むやみやたらには保護出来ないということでございます。

次に、ごみ焼却場の耐用年数がこくこくと近づきつつあるところで、ごみ処理広域化計画の進捗についてお聞かせ願いたいということに対しまして、現在、県の方で見直し

が進められておりますが、進捗していないのが現状だとの回答がありました。

続いて、健康管理システムの変更業務委託料についてその内容を聞かせてくださいということに対しまして、H i b ワクチンと肺炎球菌ワクチンを平成 2 2 年度より助成させていただくということで、そのシステムの変更であるとの答えでありました。

次に、焼却灰のふるい業務と運搬業務についてその内容を聞かせていただきたいということに対しまして、平成 2 0 年度に大阪湾の広域臨海環境整備センターの理事長名で、当町の搬入した焼却灰が受け入れ基準不適合との書面による通達がありまして、焼却灰の中にビニールや紙が焼却されない状態で入っており、除去した上で搬入すべきとの指導があり、このような原因について、機械の構造によると考えられますので、ふるい業務を行うようにいたしました。

次に、清水環境開発に焼却灰の運搬業務を委託されますが、運ぶ車は町所有のものを使うのかについて聞かせていただきたいという問いに対しまして、運搬所要費、その運搬車の維持費、燃料費等については町で支出する予定であります。任意保険については、委託先で加入していただくことになっておるとのことです。

商工費について、商工総務費のうち消費生活相談員謝金として 4 5 万 6 , 0 0 0 円を計上しております。消費者保護対策として、専門家による消費者相談を毎週木曜日の午後及び第 4 木曜日の午前に実施し、複雑多様化する住民皆様の相談に対応しております。負担金補助及び交付金では、高齢者の方に就業機会を提供していますシルバー人材センターの活動助成として 1 , 0 4 0 万円を計上いたしております。

この説明を受けた後質疑に入りましたが、質疑についてはございませんでした。

次に、議案第 9 号 平成 2 2 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、予算総額、歳入歳出それぞれ 2 9 億 2 , 7 5 0 万円であります。対前年度比で 7 , 3 6 0 万円、2 . 6 % の増であります。

国民健康保険税では、7 億 3 , 5 0 8 万円計上しており、対前年度比 7 . 0 % の減であります。

国庫支出金の国庫負担金であります。5 億 8 , 2 7 4 万円を計上しており、対前年度比で 9 2 7 万 4 , 0 0 0 円、1 . 6 % の増であります。次に、国庫補助金では 1 億 5 , 3 5 4 万 1 , 0 0 0 円を計上しており、対前年度比で 6 8 8 万 4 , 0 0 0 円、4 . 7 % の増であります。財政調整交付金では 1 億 5 , 2 6 6 万 1 , 0 0 0 円です。また、出産育児一時金補助金が 8 8 万円です。

次に、療養給付費等交付金で8,483万7,000円を計上しております。対前年度比で1,613万2,000円、16%の減であります。

また、前期高齢者交付金で7億549万9,000円を計上しております。対前年度比で8,744万5,000円、14.1%の増であります。

次に、県支出金の県負担金では2,027万6,000円を計上しており、対前年度比で18万2,000円、0.9%の増であります。また、県補助金の財政調整交付金で1億1,740万8,000円を計上しております。対前年度比で302万8,000円、2.5%の減であります。

次に、共同事業交付金として3億393万5,000円を計上しており、対前年度比5,995万3,000円、24.6%の増であります。

次に、財産収入の財産運用収入として1,000円が計上されております。

次に、繰入金の他会計繰入金では2億1,235万6,000円を計上しており、対前年度比で106万1,000円、0.5%の増であります。

次に、療養費等指定公費返還金では25万4,000円を計上しております。対前年度比で85万8,000円、77.2%の減であります。

次に、総務管理費の一般管理費では4,434万2,000円を計上し、対前年度比で691万3,000円、18.5%増となっております。

次に、賦課徴収費では2,509万6,000円を計上、対前年度比で907万8,000円、56.7%の増であります。

次に、運営協議会費では18万円が計上されております。

また、趣旨普及費では89万5,000円を計上しております。対前年度比で4万3,000円、5.0%の増であります。

保険給付費の療養諸費では、18億1,127万9,000円を計上しております。対前年度比9,377万円、5.5%の増であります。

次に、高額療養費では1億9,353万9,000円を計上しており、対前年度比で1,290万円、7.1%の増であります。

次に、出産育児諸費では1,849万円を計上いたしております。対前年度比で709万円、62.2%の増であります。

次に、葬祭費では92万円、対前年度比で8万円、8%の減であります。

続いて、後期高齢者支援金として3億2,397万3,000円を計上しており、対

前年度比で1, 598万7, 000円、4.7%の減であります。

次に、前期高齢者納付金では91万円を計上しており、対前年度比で50万2, 000円、123%の増であります。

続いて、老人保健拠出金として1, 402万円を計上しており、対前年度比で3, 050万1, 000円、68.5%の減であります。

次に、介護納付金では1億4, 581万4, 000円を計上しており、対前年度比で453万円、3.0%の減であります。

また、共同事業拠出金では3億1, 559万3, 000円を計上しており、対前年度比で432万5, 000円、1.4%の減であります。

次に、特定健康診査等事業費では2, 488万1, 000円を計上しており、対前年度比で42万5, 000円、1.7%の減であります。

次に、療養費等指定公費立替金では25万4, 000円を計上しており、対前年度比で85万8, 000円で77.2%の減であります。

以上で、3月8日の審査を終えております。

翌3月9日、国民健康保険事業特別会計の質疑より審査を行いました。

1つとして、国民健康保険税について、前年度より5, 000万円マイナスの要因について町の分析はという問いに対しまして、国民健康保険制度は社会経済情勢の影響を大きく受けやすく、景気の後退による雇用環境から総所得金額の減少によるものと思われまますとの答えでありました。

続いて、国民健康保険制度の方で減免制度がつくられておりますが、21年度の利用申請数はどのぐらいかということに対しまして、減免制度を受けておられる方は1人であり、原因としては自己破産であるとの答えでありました。

次に、高額医療費の1人当たりの金額の大きい人の額についてはどれぐらいなのかということに対しまして、21年度におきましては、1レセプト当たり最高の方で医療費が672万でありますとのことであります。

次に、出産育児一時金の大幅な増についてであります。ここ数年は30人前後の推移であったのが、20年度において46件であったのが、22年については44件とさせていただきますとのことでございます。

次に、特定健康診査事業について受診率はどのようになっているのかということに対しまして、20年度では最終受診率は32.1%でありました。5年後には65%とい

う基準がありますが、40歳代の男性の受診率が極端に低いことが原因ではと思われま  
すとの答えでありました。

次に、議案第10号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてであります。  
歳入歳出予算の総額は、それぞれ577万円であります。対前年度比で3,684万円、  
84.3%の減となっております。

歳入では、支払い基金交付金として258万7,000円を計上しております。国庫  
負担金では162万6,000円を計上しており、次に医療費県負担金では40万7,  
000円を計上しております。次に、一般会計繰入金として114万6,000円を計  
上しております。

歳出では、一般管理費として64万4,000円を計上しております。続いて、医療  
諸費では502万4,000円を計上しております。

以上、説明後に質疑をお受けしたところ、1つとして、22年度をもって老健特会が  
終了するという事なんですが、残務整理も考えられますがいかがですかという問いに  
対しまして、この老健特会についての残務整理については、一般会計に移して処理する  
こととなっております。これについては、法的に問題はありませんとのことございま  
した。

次に、議案第13号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、歳入  
歳出予算の総額は、それぞれ16億1,420万円であります。

歳入予算について、介護保険料の第1号被保険者保険料として3億2,901万1,  
000円を計上しております。

次に、国庫支出金の介護給付費負担金で2億6,843万5,000円を計上してお  
ります。次に、国庫補助金では5,282万6,000円を計上しております。

次に、支払基金交付金の支払基金交付金として4億5,942万5,000円を計上  
しております。

また、県負担金の介護給付費負担金では2億2,482万7,000円を計上してお  
ります。また、県補助金では774万5,000円を計上しております。

次に、繰入金として、一般会計繰入金として2億4,792万円を計上しております。  
次に、基金繰入金として2,385万円を計上しております。

歳出予算について、総務管理費の一般管理費で2,780万1,000円が計上され  
ており、次に徴収費の賦課徴収費で150万6,000円を計上しております。

介護認定審査会費では2,072万2,000円が計上されております。

次に、介護給付費の介護サービス等諸費では13億6,561万9,000円が計上されており、介護予防サービス等諸費では8,037万3,000円が計上されております。次に、高額サービス等費について、高額サービス諸費として2,124万2,000円を計上しております。次に、特定入所者介護サービス等費として4,802万4,000円が計上されております。

以上の説明を受けた後、質疑に入りました。

1つとして、成年後見制度利用支援事業の内容について聞かせてくださいということに對しまして、重度の認知症の方とか知的障害者である方で町長による申し立てが必要な場合、それがかつ途中から受けなければならないということで、そのままでは成年後見制度の利用が難しい方に対して申し立をする費用であります。1つとして、ご本人が認知症等の意思能力がない場合には、裁判所で家族が成年後見人登録が認められたら成年後見人という制度と思いますが、家族がない場合ということで間違いございませんかという問いに對しまして、そのとおりでありますとの回答でありました。

続いて、地域包括支援センターの人員配置と事業収入についてということで、平成22年度は臨時職員を含め4名であります。また、事業収入については840万円を予定しておるとの答えでありました。

次に、議案第14号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出それぞれ3億800万円であります。

歳入予算について、後期高齢者医療保険料では2億5,057万3,000円を計上しております。一般会計繰入金では、5,634万2,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合納付金繰入金の事務費負担金繰入金として1,505万1,000円、公費負担相当分として保険基盤安定負担金繰入金3,598万7,000円を計上しております。

歳出であります。

総務管理費の一般管理費で136万円、徴収費で366万9,000円を計上しております。次に、後期高齢者医療広域連合納付金として3億162万1,000円を計上しております。

以上のような説明があり、質疑をお受けしたところ、保険料還付金について、還付されるものというのはどういうものなんですかという問いに對しまして、死亡または町外

へ転出された場合に還付が発生いたしますとの答えでありました。

続いて、滞納者への資格証の発行について、また短期保険証についてはどうなのかという問いに対しまして、資格証は発行しないという方針であります。また、短期保険証は発行をしております。21年度では7件を発行しておりますとのことであります。

続いて、都市建設部、上下水道部に係る予算審査に入りました。

総務管理費の交通安全対策費として612万3,000円を計上しております。質疑はありませんでした。

続いて、農林水産業費の予算として1億1,160万2,000円を計上しております。農業委員会費で764万8,000円、農業総務費として3,353万8,000円を計上しております。また、農業振興費として326万8,000円を計上し、土地改良事業費として5,998万1,000円、生産調整推進対策費として442万8,000円、有害鳥獣類の駆除対策事業費として30万円、遊休農地解消総合対策事業費として85万3,000円であります。

以上のような説明があり、質疑に入りましたところ、産業フェスティバルのマンネリ化と思われることについて、企画として今後どのような発想も加味してそれにこたえようとしておられるのかという問いに対しまして、農の関係では、小学生による米づくりを4Hクラブの協力により実施をしており、収穫物については、ランチタイムでそれを味わいながら保護者とその発表を聞いておるとのことで、問題としては、斑鳩町には作物を販売する店舗がないという問題があるとのことのお答えでありました。

次に、農業により発生するマルチの廃棄物処理についてどのように処理されているのかという問いに対しまして、農業用の使用済みの廃プラスチックについては、郡山生駒地区の廃プラスチック適正処理推進協議会に加盟しておりまして、そこが主体となって処理をしていただいておりますとのことであります。

次に、商工費について。商工費全体予算では8,886万2,000円であります。商工総務費として2,412万2,000円、商工業振興費では1,462万7,000円、次に観光費では1,632万6,000円、観光会館費では52万3,000円、法隆寺iセンター管理費として2,112万2,000円、観光自動車駐車場運営費で908万5,000円であるとの説明を受け、質疑に入りました。

斑鳩町観光産業課と商工会と商業についてディスカッションされた内容についてということでもあります。答えとしては、まちづくり協議会という形で商工会、観光協会の方

が町と協議を持っており、講習会や勉強会を1年間かけてやったきたということであり  
ます。

次に、斑鳩町商工会が今後いかに町に根づいた発展をするかについて、町がリーダー  
シップをとってやっていくのが一番いいのではないかという問いに対しまして、共通商  
品券の発行なども考えられます。また、今年行われました龍田市等の開催により集客を  
行いながら町の商工業者の発展に努めたいと思っておりますとのことであります。

i センターにおける西岡棟梁の機器の故障についてどのようになっておるのかという  
ことに対しまして、どのぐらいの費用を必要とするのかを野村工芸とも相談して、県と  
も渡り合って復活を進めてまいりたいと考えておるとのことでございます。

次に、観光自動車駐車場料金について、民間よりも高いことについて、今後の考え方  
を聞かせてくださいということでありましたが、これについては、22年度中に門前業  
者に話を聞かせていただいて、500円が妥当で、それでいいとおっしゃるならば、2  
3年度よりそのようにやっていきたいとのことであります。

次に、土木費についてであります。土木費では、予算7億7,786万9,000円  
であります。土木管理費として土木総務費で6,712万8,000円あります。次に、  
道路橋りょう費では4,689万8,000円で、道路新設改良費では3,288  
万円あります。橋りょう維持費として220万円、河川総務費で744万3,000  
円あります。都市計画総務費では8,235万8,000円が計上されております。  
景観保全対策事業費では607万7,000円、JR法隆寺駅周辺整備事業費として1  
億1,335万7,000円を計上しております。住宅管理費としては685万円を計  
上しており、質疑をお受けしたところ、追手団地駐車場整備工事について。以前寄附を  
いただいた土地を駐車場に整備する工事で、約5台分の駐車スペースとなるように整備  
をするものであるとの答えでありました。

次に、大城橋の維持管理負担金についてということで、斑鳩町目安と河合町大輪田を  
結ぶ大城橋の安全確保のため電光掲示板を設置しておりますが、その費用の折半分であ  
るとのことでありました。

続いて、法隆寺駅の自由通路の占有についての考え方についてであります。一定の公  
共的な場所であるので、活動等については、占用の中では、施設管理上、不特定多数の  
方が通行されるので避けていただきたいとのことであります。

都市計画道路法隆寺線の残り1件についての今後と代執行も考えられてはという問い

に對しまして、いかるがパークウェイが開通することによって先線の見込みが確定すれば代執行も考えられますが、今の段階では難しいと思われるとの答でありました。

続きまして、議案第12号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は11億8,970万円であります。

分担金及び負担金では、下水道費負担金として1,200万円が計上されております。使用料及び手数料の下水道使用料として7,385万7,000円を計上しております。また、国庫支出金では、新年度より国庫補助金が見直され、新たに社会資本整備総合交付金が創設されたことにより200万円が増額され3億円が計上されております。繰入金については、対前年度比で2,906万5,000円増の3億9,052万2,000円であります。諸収入として1,717万5,000円であります。次に、町債としては3億9,580万円あります。

下水道総務費では3,322万8,000円を計上しております。施設管理費では4,012万8,000円を計上しており、下水道新設改良費では6億8,656万3,000円あります。次に、流域下水道費では1,833万9,000円を計上しております。公債費では、元金で2億2,857万8,000円、利子では1億8,286万4,000円あります。

以上の説明を受けた後、質疑をお受けしたところ、1つとして、整備の面積の進め方と、推計表から見て、水洗化率とおっしゃったけれども、占有面積の率についてはどうなのかという問いに對しまして、整備の率については、当初34%と推計しておりましたが、進捗状況としては計画どおりに進んでおるということで終わっております。

次に、議案第15号 平成22年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

収益的収支の収入であります。水道事業収益では7億4,104万1,000円を計上しております。資本的収支の収入に当たります資本的収入では1億5,898万6,000円を計上しております。次に、収益的収支の支出では7億4,732万5,000円を計上しております。次に、資本的収支の支出では3億556万円を計上しております。また、収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益で7億563万円を計上しております。受託工事収益では1,686万円を計上しております。その他の営業収益では1,742万2,000円を計上しております。支出の部では、水道事業費用の営業費用で6億8,500万7,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出の収入では8,876万4,000円を計上しております。

また、支出の資本的支出では1億785万2,000円を計上しており、22年度では128万5,000円の純利益を見込んでおるとの説明を受け、質疑をお受けしたところ、県水がトン当たり5円値下げされるとのことですが、22年度から3年間でどのぐらいの金額になるかということに対しまして、1年間で約1,000万、3年間で3,000万円となるとのことでした。

次に、県水の値上げによる町民への還元について考えておられますかということに対しまして、三井浄水場の設備の改良支出が出てきておりまして、更新関係に充てたいと思いますとの答えでありました。

次に、料金を滞納されて、何かの事情が発生したならば、開栓してもらえるのかという問いに対しまして、種々の事情は考慮はしておりません。支払いをされない場合は閉栓をさせていただくとのことでした。

次に、教育委員会所管の予算であります。

青少年対策費といたしまして、本年度220万7,000円を計上いたしております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。

次に、平成22年度の教育費の総額は8億2,012万2,000円を計上させていただいております。対前年度比で7,303万7,000円、8.2%の減となっております。（仮称）文化財活用センター整備事業費の減がそれに当たるということでございます。

次に、第9款の教育費、第1項教育総務費の第1目の教育委員会費についてでございますが、本年度は179万4,000円を計上いたしております。前年度と比較して1,000円、0.06%の減となっております。

次に、第2目の事務局費でございますが、本年度は6,243万5,000円を計上しております。前年度と比較して2,077万1,000円、25%の減となっております。次に、第8節の報償費では、小中連携教育の中で実施しております英会話講師の謝金等を計上しております。斑鳩町小中連携教育の取り組みにつきまして、道徳教育に力を入れ、小・中学校9年間を一貫して斑鳩の地域に学ぶことにより、郷土を愛する心をはぐくむとともに、自分のよさや個性に気づき、自己の生き方を追求する力を育ててまいりたいということで、それと英会話学習や小・中交流事業を推進して、小学校から中学校への移行期において学習・人間関係等のつまづきを防ぎ、不登校の減少及び新学習指導要領への円滑な移行を図ってまいりたいというふうに考えておりますとのことで

ありました。

次に、第3目の私立学校振興費につきまして1,030万円を計上しております。対前年度と比較いたしまして同額となっております。

次に、第4目のスクールカウンセラー事業費についてでございます。本年度は15万9,000円を計上しております。前年度と同額でございます。

教育総務費の予算合計は7,468万8,000円となっており、前年度と比較いたしまして2,077万2,000円、21.8%の減となっております。

小学校費の学校管理費についてであります。本年度は5,584万6,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして5,308万7,000円、48.7%の減となっております。その他といたしまして2万6,000円、一般財源で5,582万円となっております。その主な要因は委託料で、斑鳩小学校・西小学校における耐震補強設計業務委託料の減及び正規職員の学校給食調理員の給与を学校管理費から保健体育費へ人件費を財源振替したことによる減額であります。この学校管理費では、小学校3校においてその管理運営上必要な経費につきまして計上をいたしております。

第2目の教育振興費についてでございますが、本年度は6,173万円を計上しております。対前年度比で2,885万9,000円、87.8%の増となっております。予算の財源内容は、国庫支出金で76万6,000円、県支出金で16万4,000円、合わせて93万円、その他で11万5,000円、一般財源で6,068万5,000円となっております。第7節の賃金では、昨年度から小学校1年生に30人学級を導入いたしました。新年度からは、さらに小学校1年生から3年生まで及び中学1年生に拡大し、基礎的な学力を身につけるためにきめ細かな指導を行ってまいりますとのことであります。

続きまして、第3目の保健体育費についてでございますが、本年度は8,141万3,000円を計上しております。前年度と比較して、3,527万2,000円、76.4%の増となっております。

次に、小学校費の合計では1億9,898万9,000円となり、前年度と比較いたしまして1,104万4,000円、5.9%の増となっております。

中学校費について説明をさせていただきます。

第1目学校管理費についてでございますが、本年度は3,469万9,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして6,442万円、65%の減となって

おります。

次に、第2目の教育振興費についてであります。本年度は3,924万1,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして1,653万8,000円、72.8%の増であります。

次に、第3目の保健体育費についてでございます。230万8,000円、7.1%の増となっております。

これら中学校費の予算合計は、1億882万6,000円となっております。昨年度と比較いたしまして4,557万4,000円、29.5%の減となっております。

続きまして、幼稚園費でございます。第1目の幼稚園費についてでございますが、本年度は1億2,263万9,000円を計上いたしております。前年度と比較して2,260万8,000円、15.6%の減となっております。

次に、社会教育費の中の第1目の社会教育総務費であります。本年度は3,749万5,000円を計上いたしております。前年度と比較して1,036万7,000円、21.7%の減となっております。次に、第8節の報償費でございます。135万1,000円を計上しております。重点課題であります家庭教育の充実のため、各幼稚園、小学校、中学校において家庭教育学級を開設し、家庭における子どもの育て方を学習するとともに、保護者の自主活動や情報交換を通じてコミュニティを深め、その輪を広げることに努めてまいりますということでございました。

次に、第2目の公民館費についてでございます。本年度は7,798万6,000円を計上しております。前年度と比較して2,094万6,000円、36.7%の増となっております。平成23年度から25年度までの3カ年計画を立て斑鳩中央公民館を整備するという考えであります。本年度については、リニューアルするための事前調査と実施設計を行うということであります。

次に、第4目の文化財保存費についてであります。本年度は2,196万4,000円を計上いたしております。前年度と比較して3,117万3,000円、58.7%の減となっております。

次に、第5目の青少年野外活動センター管理運営費についてでございます。本年度は103万3,000円を計上いたしております。前年度と比較して4万5,000円、4.2%の減となっております。

続いて、第6目の図書館管理運営費についてでございますが、本年度は8,115万

7, 000円を計上いたしております。前年度と比較して663万8, 000円、8.9%の増となっております。

次に、第7目の文化財活用センター管理運営費についてでございます。本年度は3,180万8, 000円を計上いたしております。前年度と比較して3,080万8, 000円の増となっております。第2節の給料でございますが、795万3, 000円を計上いたしております。平成22年度より斑鳩文化財センターに勤務する職員2名の給料でございます。第7節賃金でございます。578万2, 000円を計上いたしております。斑鳩文化財センターに勤務する臨時職員の文化財技術職員2名の賃金でございます。第11節の需用費でございますが、548万8, 000円を計上いたしております。その主な内容として、施設の展示図録や調査報告書の印刷製本費と施設管理に係る光熱水費であります。第13節の委託料でございますが、247万2, 000円を計上いたしております。その主な内容といたしまして、施設の清掃業務委託料や施設の警備保障に係る委託料でございます。第18節の備品購入費でございますが、100万円を計上しております。その内容としては、特別展等において見学者の整理等に用いるパーテーションやパンフレットスタンド等でございます。

以上、これらの社会教育費の合計は2億5, 268万6, 000円でございます。昨年度と比較いたしまして1, 665万6, 000円の増でございます。

次に、第6項の保健体育費で第1目の保健体育総務費でございますが、本年度は2,335万5, 000円を計上いたしております。前年度と比較して12万6, 000円、0.5%の増となっております。

すべての人々が、いつでも、どこでも、いつまでも身近にスポーツに親しむことが出来る生涯スポーツの推進を図るために、各種のスポーツ教室や競技大会の実施、またスポーツへの関心が高まる中、そのニーズの多様化・高度化に対応するために、各種スポーツクラブの育成等を今後もさらに推進してまいりたいとのことであります。

次に、負担金補助及び交付金についてであります。体育協会の各種事業に対し149万円、また、いかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会実行委員会に対し250万円の補助を行うと共に、生涯にわたってスポーツを楽しむことが出来る環境を地域に定着させるため、総合型スポーツクラブ「元気クラブいかるが」に対しまして20万円の補助を行ってまいりたいと思っております。

次に、町民体育大会費については、本年度は108万3, 000円を計上いたしてお

ります。対前年度比で21万7,000円、16.7%の減でございます。

次に、第3目健民運動場費でございますが、本年度は379万2,000円を計上いたしております。前年度と比較して387万4,000円、50.5%の減となっております。

続いて、第4目の町民プール運営費についてでございますが、本年度は852万8,000円を計上いたしております。前年度と比較して70万1,000円、7.6%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で122万5,000円、一般財源で730万3,000円でございます。

続いて、第5目すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費についてでございます。本年度は2,553万6,000円を計上いたしております。対前年度比で711万7,000円、21.8%の減となっております。その他ということで804万2,000円、そして一般財源で1,749万4,000円がすこやか斑鳩・スポーツセンターの運営費ということでございますが、住民の健康の増進、体力の推進、スポーツ・レクリエーション活動、そして町民相互の交流の場として利用していただくために、常に良好な状況で活用していただけるように施設の管理運営に努めてまいりたいということでありました。

説明を受けた後、質疑をお受けしたところ、1つとして、30人以下学級、小学校をはじめ中学校で行われるということなんですが、それと英語教育ですね、外国人教師による英語教育も非常に進めていただいておりますということなんですが、その2点について、評価というんですか、それについてお聞かせ願いたいということに對しまして、21年度より小学校1年生は30人学級を実施させていただいておりますということで、新年度につきましては、さらに小学校1年生から3年生まで、それと中学1年生を対象に拡大いたしますとのことでありました。

続いて、154ページの文化財活用センターの管理運営費ということで3,180万円が予定されておることですが、これは会館を建てますとまた経費がかかるというわけなんですけど、それについて町の方は色々と考えておられると思いますねけども、今後の活用方についてどのようにお考えになっておることかということに對しまして、文化財活用センターにおけます展示の仕方といいますか展示方法といいますか、それについては年間4回、春と夏と冬に分けて展示をする特別展を開催をしたいと考えております。おっしゃられている展示の方法なんですけども、現在見ていただいたらわかると思

いますけど、ガラス張りの中央部分に重要なもの、特に見ていただきたいものを展示してございます。

次に、展示内容は、ずっと同じものを同じ位置に展示されるのですかということに対して、通常の開館日でございますが、通常は藤ノ木古墳からの出土品のレプリカを中心に展示をしてみたいと考えておるとのことでありました。

次に、小・中学校の給食の関係で、食物アレルギーのお子さんがかかりいるということで、センター方式にすればある程度そういう人に対応出来る料理が出来るのではないかという問いに対しまして、今、質問された、まず1点目の食物アレルギーについては、アレルギーをお持ちの児童・生徒につきましては、入学時に全児童・生徒に対しまして学級担任等が調査をいたしまして、献立、食材を、それから配合、分析表を配布いたしまして、食物アレルギー疾患のある人につきましては、学校給食におきまして、お受け出来るものにつきましては代替食として給食の提供をさせていただくということでございます。それと、センター方式についてということなんですけども、これについては全く考えておらないということでありました。

次に、小学校、中学校、健民グラウンドとありますけども、最近、奈良県の子どもは体力低下ということで言われておりますが、県でも芝生化というのをされておるといことなんですけども、あと、その維持管理についてどうかということも危惧しますけども、その辺の今後の検討についてお伺いをしたいということで、答えといたしましては、県内では10カ所余りが芝生化されておりますが、やはり維持費がかかってくるということでございます。夏場の芝生と冬場の芝生が違うものでございますので、10月ごろにまた冬用の芝生を毎年まいていかなければならないというようなこともございますので、今のところ芝生化をするということは考えておらないということでございます。

それと、テニスコートについてであります。神南にテニスコートがございますけども、その利用率がかなり低いということで、年間については106件、524人。ほかのところ見ますと、センターテニスコートについては、かなり利用者数も、3,727人、健民テニスコートでも2,960人ということなんですけども、その点についてどうかということに対しまして、今、テニスコートの利用率が低いということでの質問であります。神南テニスコートにつきましては、体育館のセンターテニスコートや健民のテニスコートに比べまして、クレイコート、土のコートでありまして、全天候のコートに比べまして、雨の日の翌日とか冬場の霜等により使用出来ないような日が多いので、

天候の影響を受けやすいということが主な理由であると考えられておりますということ  
でございました。

次に、法隆寺線の整備のことについてであります。整備いうたらおかしんですねけ  
ども、テニスコートについては、法隆寺線の予定地ということで利用されておるとい  
うことでの答えがあったと思います。また、それを利用出来るような格好でお願いしたい  
ということと、それともう1点文化祭ということなんですけども。文化祭におきます式  
典でございますが、文化祭に来られた方、いかるがホール等で美術の展覧会を行って  
おります。そういったものについて、その関係者とか関心のある方につきまして、式典に  
来ていただくようにという啓発運動の方に努めてまいりたいと考えておりますとのこ  
とでございました。

町民体育大会の説明会に寄せていただいて、例年とは違う種目、ほとんどが自由参加  
ということで説明をされておりましたけども、なるほど、人集めに対して物すごく軽減  
されたということなんですけども、これで果たして人が集まってくれはるんやろかとい  
う疑問に対しまして、町民体育大会の運営についてでございますが、斑鳩町町民体育大  
会の開催につきましては、自治会役員さん方にご負担が多いと、あと交通の利便性とか  
重要な問題がございまして、昨年、実際に大会の役員、自治会の役員をされている方と  
か、実際に参加していただける方に対しましてどうしようというような、その結果、先  
ほど委員もおっしゃったような、自治会役員様に多くのご負担をかけているというこ  
とから、まず負担を少なくするために、人集め、出ていただく人数をなるべく少なくし  
ようということで、当日の自由参加を多くするというように決しております。

次に、幼稚園の園長に関しまして、本年度から外部の風を入れるんやということで、  
幼稚園の園長というんですかね、新たに新設されたということなんですけど、その保護  
者の評判についてはどんなものであるかということでございます。平成21年度から、  
園長を校長兼務じゃなし園長専任という形で実施しております。ご意見をお聞きする中  
で、やはり今までと、校長と園長という兼務でございましたが、そういった形であつた  
のが、今回、専任ということで、保護者と園長さんの中がととてもいい、スムーズにコミ  
ュニケーションがとれるようになったというふうに考えております。

問いといたしまして、子どもに声をかけると。そら園長さんだけやなしに保育士全員  
がそういうふうな形でもって恐らくやっておられると思いますので、それはそれで結構  
かと思えます。私も聞いた中では、子どものためを思って一生懸命やっていたら

と、そういうふうな声を多々聞いておりますねけども、よかったなあ。本年度の委員会で割と批判されている方もいらっしゃいましたんですけども、兼務を外し園長単独でやったということは、これ正解であったなと私自身思っておりますがということに對しまして、21年度の年度途中で退職される方、あるいはまたちょっと体を壊して、あるいはちょうど図書館の機構改革といいますか歴史資料室の整備というようなこともございまして、一部途中で人事異動をさせていただきました。そのあと、臨時職員ということでございますが、確かに年度途中でございますので正規の職員を動かすということは他の課にも影響が多うございますので、本年度については臨時職員で対応させていただきたいということでした。

次に、放課後子どもプランについてであります。1つとしては、去年の6月の委員会で、これからもやっていくべきやという意見と、学校支援の方に力を置くべきではないかという意見があって、試行的に全学年を対象に今年はやっていきたいということで終わっていたと思いますねけども、試行的にということは、取りやめても、また続いてやる、その両方があるということなんではないかということでした。教育委員会の問題だけやなしに、昨日の総務部の関係でも出てまいりました。それでただ1つだけお聞きします。放課後子どもプラン、新政権のもとで事業仕分けで見直しということになって、最終的には両論併記でしたと思います。もし国が、もう打ち切りや、補助をしませんということになれば、町はどのようにされますかということに對しまして、まだ国の方から、この件について中止するという具体的な説明は出ておりません。したがって、今の時点では進めていきたいというふうに考えておりますということでした。次に、この事業について、来年度、22年度について国の方もつけてくれるというふうに連絡が町の方に来ておるかということですが、今のところ、当初は3年間と、今回まで何回も申し上げますけども、3年間ということですので、そうしたことも踏まえて対応していくということになります。

そうしましたら、予算書の130ページのところなんですけども、負担金補助及び交付金のところで、教科書用図書採択事業負担金というのが上がっておりますけども、その内容についてはどういふものなんですかという質疑に對しまして、これにつきましては、23年度でございます。小学生の教科書が改訂になります。22年度に向けまして、生駒郡の地教委連絡協議会と申しますか、生駒郡だけのそういった教科書採択地区委員会というのもし立ち上げて、23年度から使用いたします教科書の採択の委員会

を開くに当たりましたので、そういった事業の負担金として各町とも9万円という形で負担金を出しております。

以前に教科書採択の際には、事前に閲覧も出来るようにしていただいて、さらに学校の先生等の意見も聞いて採択をするようにという態勢で望んでいただきたいというふうに申し上げましたけれども、今回についてはいかがでしょうかという問いに対しまして、来年度4月以降に採択委員会を開催いたします。その中で、23年度から使用します教科書の採択方法についてどうするのか、そういったことを協議してまいりますということでした。

次に、130ページに私立幼稚園就園奨励費補助金がございます。これ毎年上げていただいておりますけれども、何か聞きますと、国の方で2010年度の予算の中で、子ども手当の創設に伴って、低所得者への給付の重点化を図るということで見直しがされてるんですけれども、この見直しによって一部階層の方について補助単価が削減されるというようなことが起こっているというふうに聞いてるんですけれども、これ斑鳩町では影響はあるんでしょうかということに対しまして、斑鳩町におきましては、公立・私立幼稚園の保護者の負担の格差是正を図ろうということで、平成20年度の補助単価を町単独で設定いたしました。それに基づきまして、平成22年度も21年度と同額の補助単価で整備させていただいているということですのでございます。影響はないと思われれます。

また、今、町の方でそういう調整してはありますが、2010年度の国の予算で改定される分は、もし削減があったとしても、町の方でそれは補てんされるという考え方でもよろしいんですかということに対しまして、これについては、国の制度に乗ってやりますものでありますから、国の制度が変わりましたら、それに従って改正させていきたいというふうには思っておりますということでした。

続いて、2010年度の予算、まだ国会通ってませんので、また通って決定があった段階で当然総務委員会等にも報告をいただけたと思いますが、今の段階ではまだ何とも言えませんけれども、もし下がるようなことがあるんだったら、町としてもやはり補てんを検討していただきたいというふうに要望だけをさせていただきます。

それでは、小学校の需用費の中の修繕費に当たるのかちょっとわからないんですけど、昨年でしたか、西小学校の体育館のトイレの改修についてお願いしたと思いますが、その点についての改善についてお聞かせ願いたいと思いますということに対しまし

て、トイレの改修を要望していただいた件につきましては、ご指摘を受けたとおりでございました。その中で改修は終わっておりますとのことでした。

続きまして、今回、人件費の計上が変わってるというところで、小学校費でも学校管理費の中で上げていただいた分が保健体育費に計上を変えましたというふうに教育長も説明されてたんですけども、これはどういうことなんですかということに対しまして、21年度におきまして、学校給食調理員、正職分が、今まで学校管理費で入っておったのを、給食関係でございますので、保健体育総務費の方へ科目を振りかえたということでございます。監査の方で、そういう人件費につきまして、給食調理員でありますので、保健体育の科目も振りかえるべきではないかと。学校管理費で給食調理員さん等の給料を置くことはどうか、いかなるものかということのご指摘がありましたので、その振り替えさせていただいたということでございます。

続きまして、学校給食衛生管理基準というのがございますけども、給食備品として500万円が上げられておりますが、平成19年度から業務委託にかかわりまして、そういった形で厨房関係、給食の備品・設備につきましても改善をしていく形で、順次そういった形で備品の購入もさせていただいておりますということに対しまして、新年度につきましては、食器・食缶洗浄機並びに食器消毒保管庫等、これも老朽化等しております、順次、備品の設備整備を進めさせていただいているとのことでした。

それと、斑鳩西小学校、東小学校、それから斑鳩中学校、南中学校と4校を入札により給食洗浄調理業務を委託をされておりますが、その作業、業務の内容は別に変わっておらないのですかということに対しまして、従来と同じように調理と洗浄ということがあります。

次に、先ほどアレルギー食の対応というところで、アレルギーのあるものについて除去をして出しておられるというふうに対応していただいていることはいいと思うんですけども、それをするとこの人だけおかずが1品少なくなってしまうのか、そんな状況なんですかということに対しまして、特に多いのが、卵のアレルギーの方が大体でありまして、あと牛乳等でございます。牛乳につきましては、もう完全に除去させていただいて、ご家庭からお茶を持参していただくという方法をとっております。次に、1品少なくなっていることについて、その子だけ新たにつくっていただくというような対応は難しいということですかねということに対しまして、献立の内容によりませんが、必ずしも1品削除じゃなしに、ほかで賄われるものがあればそういった形でおかずを提供していく

ということであります。必ずしも毎回削除してるということではないということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、斑鳩町においては週3回米飯給食を行っておるとのことなんですけれども、費用的に、米飯で麦の割合を多くしているのかという、そして健康的な食育の考え方というんですか、それらについてどういうふうにな割合になっておるとかということの質問に対しまして、白米だけじゃなしに、そういった形で麦を入れると、そういった形の健康面というんですか、食育の関連でそういった形で配合させていただいているということであるということでございます。一定の割合で麦が多くなってきているんじゃないかというふうに聞かれましたので、ちょっと気になって質問をさせていただきました。子どもたちは別に気にせんとおいしく食べておるとのことなんですけど。それについて、米粉のパンもありますけども、パン食よりもやはり米飯の方が好きで食べていただいております。

次に、人権教育関係負担というところですけども、これも検証されているのかなというふうに思うんです。この内容についてはどういうことなんでしょうかということに対しまして、学校の先生方がこういった人権問題につきましての各研修会とかに参加をいただくときの負担金でございます。22年度で計上されておる研修の主催は、これはどこになるんですかという質問に対しまして、中学校の方で人権負担金は、中学校の学校管理費の負担金の人権教育関係負担金の32万3,000円が内訳でございますということございました。

続きまして、147ページの公民館費のところでございますけども、いかるがホールの図書館のところには返却ボックスが設置されているというふうに思いますけれども、これを公民館の方にも返却ボックスを置いていただけないかというふうに要望があるんですが、特に夜間に返却が出来ないかということで、公民館が休みのときに返却出来ないという関係があるので、そういった声に対して積極的に利用していただけるようにということで、ボックス設置の声が上がっております。それに対しては、公民館におきます図書の返却についてでございますが、公民館は水曜日が定休日となっております、水曜日以外の日につきましては、事務室の方が午後の10時ごろまであいておりますので、事務室の方に持って行っていただきたいというふうに考えております。水曜日の件でございますが、水曜日につきましては図書館等あいておりますので、そちらの方で返却をお願いしたいということであります。

次に、身近に返却出来る態勢があれば、もっと借りる人がふえてくるのではないかということなんですけど、費用的にもボックスそんなにはかからないというふうに思いますねけどもということなんですけど、その問いに対しまして、このボックスについては、以前からもそういう検討はさせていただいております、検討はしておりますけども、やっぱり公民館は管理上の問題がございまして、公民館の場合は外に置いてしまわなければならないということがございます。図書館の場合は、建物の中に直接入るようになっておりますし、常に人の出入りがあるということです。公民館の場合は、外へその箱だけ置いて管理をするということについては非常に難しいということで、新たにそこへということは今のところ考えておりませんということでした。

○議長（中西和夫君） 午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時59分 休憩）

---

（午後3時15分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

引き続き予算決算常任委員長の審査結果報告を求めます。

○予算決算常任委員長（木田守彦君） 以前から平行線をたどっておることなんですけども、この全国学力テストについて、国の方で実施をしないということも求めてきていますけども、町の方といたしまして実施をしない方向でということですので要望だけ、平行線となると思いますので要望だけさせていただきたいと思います。

あともう1点、学校耐震診断なんですけども、以前から前倒し出来るところは前倒しをして力も入れてやっていただいておりますけども、この計画26年までありますけども、これも計画年度を早めて実施していくということは難しいんでしょうかということに対しまして、その耐震工事は夏休みしか出来ない状況でありますので、それを縮めていくということは、また今後検討もしてまいりたいということでした。

以上のようなことで、一般会計及び特別会計、水道事業会計の審査を終わったところでございます。

審査結果について取りまとめのため一時休憩をいたしまして、続いて再開をいたしました。その中で、議案第8号 平成22年度斑鳩町一般会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんかということに対しまして、異議なしということでありまして、よって議案第8号については、当委員会として満場一致で

可決すべきものと決しました。

続いて、議案第9号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてお諮りしたところ、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんかということに対しまして、異議なしと呼ぶ者がございまして、よって議案第9号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第10号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんかということに対して、異議なしと呼ぶ者がございまして、委員長としては異議なしと認めました。よって議案第10号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号 平成22年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんかということに対して、異議なしということございまして、よって議案第11号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんかという問いに対しまして、異議なしと呼ぶ者がありまして、当委員会としても異議なしと認めたということございまして、よって議案第12号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんかという問いに対しまして、異議なしと呼ぶ者がありまして、当委員会としては異議なしと認めております。それによりまして、議案第13号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてお諮りをしたところ、可決することにご異議ございませんかということに対しまして、異議ありという声がありました。そうした中で、これより討論に入りたいということで、まず反対の方の意見を求めました。

それでは、議案第14号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、この後期高齢者医療制度については、年齢によって医療が差別される制度であ

り、設立当初から廃止すべきだと主張をしてきました。そんな中、昨年の衆議院選挙で民主党を中心とする新たな新政権が誕生し、多くの方がこの制度自体すぐに廃止されるだろうと期待していたにもかかわらず、新政権は新しい制度が出来るまで廃止は先送りをするという態度をとっていることについて、多くの国民から怒りの声が上がっております。また、それとあわせて、廃止されるまでの間、保険料が上がらないように国費で補てんするといっていた公約までも反故にし、制度スタートから2年が過ぎた平成22年度から、予想されていたよりも上げ幅は小さいですが、被保険者には負担増となっております。

こうした一連の新政権の対応は許しがたく、また年金給付が減らされ日々の生活がままならないという高齢者が多い中で、この負担増は認めることは出来ません。日ごろより町職員の皆さんには広域連合にかかわって業務をされ、町民のために非常に苦勞をいただいているということについては理解をいたしております。また、町の業務に対して問題があるとは思っておりませんが、上記の理由により今回の予算に対しては反対とさせていただきますということで、反対者の討論でありました。

次に、本案を可決することに賛成の方の意見を求めましたところ、議案第14号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、賛成する立場から意見を述べさせていただきますということで、政権が変わり、後期高齢者医療制度の廃止を前提とした検討は行われておりますが、新制度を発足するまでの間現行の制度が継続されるものであり、町におかれては滞りのない業務を行うため、平成22年度予算を編成されたことは当然のことです。保険料額の改定に関して、国の抑制策が不十分であるという意見もありますが、このような国の動向等をもって本特別会計を否定することは出来ず、またこのたび議案となっている予算案においては、この事業を行うための必要な予算が措置されているものであります。適正なものと考えられますことから、特段反対する理由がなく、よって本特別会計予算に賛成するものであります。

しかしながら、この制度の安定した運営を図るためには国の支援は不可欠であると考えておりますことから、町におかれては広域連合と連携をとり、情報の収集に努め、制度の改善を関係機関に働きかけていただくようお願いを申し上げまして私の賛成意見いたします。委員の皆さん、ご賛同よろしくお願ひいたしますとのことでございました。

これもって討論を終結いたしました。本案については、賛否両論であります。よって採決を行いますということで、本案について原案どおり可決することに賛成の方の挙手

をお願いいたしましたところ、挙手多数でありました。

よって、議案第14号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成22年度斑鳩町水道事業会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんかということに對しまして、異議なしという声がありました。よって当委員会として異議なしと認めまして、議案第15号については、当委員会として満場一致で可決するものと決しました。

これをもちまして、本会議から付託を受けました平成22年度の一般会計、各特別会計予算及び水道事業会計予算の審査については、すべて終了をいたしております。

なお、委員会審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがという問いに對しまして、異議なしということでございました。

以上をもちまして予算決算常任委員会委員長報告とさせていただきます。詳細につきましては、議事録に掲載しておりますので、それをご参照していただきたいと思えます。どうも長時間ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5、議会運営委員長報告について、議会運営委員長の審査結果報告を求めます。7番、嶋田委員長。

○議会運営委員長（嶋田善行君） それでは、議会運営委員長報告をさせていただきます。

去る3月18日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審査及び協議いたしました結果についての概要をご報告いたします。

まず最初に、本会議から付託を受けました陳情第1号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議についてを議題とし、事務局長より説明の後、まず陳情書の趣旨にのっとる意見書を提出することについて、満場一致で可決いたしました。

続きまして、意見書の内容につきましては、事前に配付しました素案をもとに委員皆様のご意見をお聞きしたところ、特段の意見はなく、この素案を意見書とし、よって陳情第1号については、当委員会として満場一致で採択すべきものとし、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書を委員会発議をもって最終日に提出することといたしました。

続きまして、平成22年第1回斑鳩町議会定例会についてから、次期定例会等の日程について、継続審査について及びその他については、いずれも議会運営にかかわることでもあり、また午前中の全員協議会でもご報告させていただいておりますので、こ

の場では省略させていただきます。

以上が当日の概要報告であります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第1号 職員の勤務時間の短縮に伴う関係条例の整備に関する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第1号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第2号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第2号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第3号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第3号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第4号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第4号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第5号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第5号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第6号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第6号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第7号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第7号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第8号 平成22年度斑鳩町一般会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第8号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第9号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第9号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第10号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第10号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第11号 平成22年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第11号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第12号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第12号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第13号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第13号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第14号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) それでは、議案第14号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から意見を申し上げます。

現在政権をとった民主党は、マニフェストで後期高齢者医療制度の廃止を表明してい

ましたが、結局制度の見直しは4年後に先送りとし、2年ごとに上がっていく保険料についても、昨年10月26日付で厚生労働省から広域連合に対して、負担増となる上昇分について国庫補助を検討するという通知まで出しておきながら、結局国庫補助はなく、保険料の上昇の抑制策として、財政安定化基金の取り崩しと前年までの余剰金を活用するようにと指示をしてきました。

しかも、その取り崩すべき基金は、現在、奈良県の広域連合では、6億1,900万円しかありません。保険料の算定で取り崩すべき基金は9億800万円必要であるとなっており、まだないお金を当てにして保険料を設定しなければならないというような、驚くような運用となっている無責任なやり方については、私はどうしても納得がいきません。

そして、この財政安定化基金も、国庫補助とは違い、この財政安定化基金は、国が3分1、県が3分の1、そして広域連合が3分の1出しております。ですから、その財政安定化基金を取り崩せといっても、全額が国のお金ではないというような状況で、結局国は、手当てをすと言いながら、そしてこの制度はおかしいと言いながら、この制度を維持していくために国民の負担を何とかすると言っていたのを約束を守らないというような状況になっています。

さらに、問題なのは、各健康保険にこの後期高齢者医療の支援金分というのを拠出いただいておりますが、今回、政権内閣は、この支援金分の算定方法を、現在の加入者数に応じた拠出というものから各保険の総報酬額に応じた拠出に変更していくというようなことが言われてます。そして、今、非常に政府管掌保険などの財政が厳しい。今年から協会けんぽになりましたが、この協会けんぽ、値上がりします。値上がりするけれども、中小企業の労働者の皆さんの賃金が低いということで厳しい状況になる。

ですから、総報酬額に応じてやると拠出金は減ると、そしたら国庫補助も減らすというような仕組み。そして逆に、ここにいらっしゃる公務員の皆さんの共済、それとか大企業などの健保組合、こういったところの負担は大変な増額というような状況になって、私はどうしてもこれらの制度は抜本的にやり直さなければならない。こうやって小手先だけで色々なところをさわって、予算をつくる操作をしているというふうにはしか見えない。こういう状況で、本当にこれからの高齢者がますますふえていくこの国の健康保険のあり方がこれでいいのかということは、非常に大きな不安、そして不満を持っております。

国が本当にすべきことは何なのか、国の責任をどう果たすのか。そして、地方自治体は、そこにお住まいの町民の皆さんを守るためにどうしていかなければならないのか。そういう根本的なところが、今、あいまいな形で進んできているように思います。町も、そして町が加盟している広域連合も、もっと国に対してきちっと声を上げるべきであるというふうに考えております。

こういうときだからこそ、制度そのものに問題があるとして、そして小手先ばかりの予算の操作をしている今の状況、このまま見過ごすことは出来ないという立場から、反対の意見を申し上げさせていただきます。議員皆様には、色々な考え方もおありだろうと思いますが、ぜひともご賛同いただけますようお願いをいたしまして、私の討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） それでは、議案第14号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度については、現在、国において廃止を前提とした議論が始まっているところではありますが、新制度が発足するまでの間、この制度は継続されると聞いております。このため、平成22年度予算を編成されることは当然のことであり、この業務を行っていく上で必要な予算を措置された本特別会計予算は、適正なものであると考えております。

保険料額の改定に関して、国の保険料額の政策が十分でなかったという意見はありますが、それは国の施策上の判断であります。また、保険料額が広域連合の議会で審議された上議決されたこともあることと考えてますことから、このことを理由に本特別会計の編成が適切でないとする事は出来ないものであります。町においても、この制度の事務を適正に処理されており、その他特段に反対する理由も見当たらないことから、私は本特別会計予算に賛成するものであります。

町におかれましては、広域連合や県内の他市町村とも連携をよく保っていただき、この制度の安定した運営を図るための必要な財政措置について、引き続き国に働きかけていただくことをお願いいたしまして私の賛成意見といたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

- 議長(中西和夫君) 起立多数であります。よって議案第14号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第15号 平成22年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第15号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第16号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第16号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第17号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第17号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第18号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第18号については、満場一致で可決いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付しております追加日程1、発議第1

号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書について、追加日程 2、発議第 2 号 国連自由権規約「個人通報制度」の批准を求める意見書について、追加日程 3、発議第 3 号 冤罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書について、追加日程 4、発議第 4 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって追加日程 1、発議第 1 号、追加日程 2、発議第 2 号、追加日程 3、発議第 3 号、追加日程 4、発議第 4 号を日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することに決しました。

それでは、追加日程 1、発議第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。14 番、木澤副委員長。

○議会運営副委員長(木澤正男君) それでは、発議第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書について提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第 1 号

核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書について

標記について、地方自治法第 109 条第 7 項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 22 年 3 月 24 日提出

議会運営委員会

委員長 嶋田善行

この意見書につきましては、先ほど議会運営委員長報告にもございましたように、広島市長及び長崎市長から寄せられました陳情を議会運営委員会で採択をし、議会運営委員会の発議として意見書を提出するものです。

それでは、意見書の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書

斑鳩町は、町民とともに人類共通の願いである世界の恒久平和を探求し、世界文化遺産法隆寺を始めとする歴史的文化財を未来に引き継ぐため、昭和 60 年 9 月に「斑鳩町

非核平和宣言」を決議し、平成7年9月には、「核実験の即時全面禁止と核兵器の廃絶を求める決議」を議会の総意をもって採択し、核兵器の廃絶と軍縮を一貫して訴え続けてきました。

昨年は、オバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説を契機に、核不拡散・核軍縮等に関する国連安全保障理事会首脳級会合における決議採択、また、わが国が米国と共同提案した核軍縮決議案が国連総会で採択されるなど、核兵器廃絶に向けた気運が高まりつつあります。

また、広島市と長崎市が主宰する平和市長会議においては、2020年までに核兵器を廃絶するための道筋と、各国政府が遵守すべきプロセスなどを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を策定され、本年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議において採択されることを目指しておられます。

わが町においても、同議定書の趣旨に賛同し、国会及び政府におかれては、本年のNPT再検討会議において、同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向けて、核保有国を始めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年3月24日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。本案については、質疑討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって発議第1号については、満場一致をもって可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第1号の可決により、陳情第1号については採択されたものとみなします。

続いて、追加日程2、発議第2号 国連自由権規約「個人通報制度」の批准を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、発議第2号につきまして提案説明をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

発議第2号

国連自由権規約「個人通報制度」の批准を求める意見書について  
標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決  
を求めます。

平成22年3月24日提出

議会議員

里川 宜志子

木澤 正男

意見書を読み上げさせていただきます。提案説明にかえさせていただきます。

国連自由権規約「個人通報制度」の批准を求める意見書

国連は、国際平和の維持や人権の向上をめざして、様々な条約を制定しています。国連加盟国が、それらの条約を批准した場合には、国内でも法律として適用されます。

人権に関する国連の条約のなかで、基本的条約に、「国連自由権規約」（市民的及び政治的権利に関する国際規約）と「国連社会権規約」（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）があります。

自由権規約に付随する条約「第一選択議定書」は、「個人通報制度」を規定していません。

これは、自由権規約で保障された権利が侵害され、裁判などの国内手続きによっても、権利が回復されない場合に、個人が国連の自由権規約委員会に直接、救済を申し立てる「個人通報」ができる制度です。自由権規約委員会は、人権規約違反があるかどうかを審査し、違反があれば政府に対して救済措置（原状回復や損害賠償など）を求め、結果の報告を求めます。個人通報制度は、自由権規約と一体となって人権規約の実効性を担保するものです。

現在、国連には192カ国が加盟しており、164カ国が自由権規約を批准し、111カ国が「第一選択議定書」＝「個人通報制度」を批准しています。日本政府は、1979年に自由権規約を批准しましたが、「第一選択議定書」＝「個人通報制度」は、今日まで批准していません。

日本政府はこれまで、批准しない理由として、「制度濫用のおそれがある」「司法権の独立を侵すおそれがある」などと国会答弁していますが、この理由は制度を誤解また

は曲解したまったく道理がないものであり、これまでも国内外から厳しい批判にさらされてきました。国連は、2008年5月、人権理事会のもとで行われた第一回普遍的定期的審査において、また2008年10月に行われた自由権規約第5回日本政府報告審査においても「第一選択議定書」＝「個人通報制度」の批准を日本政府に厳しく勧告しています。

上記の「国連人権理事会」は、2006年の国連の改革によって、「国連人権委員会」から格上げ改組されたもので、日本政府はその理事国に立候補して、アジア地域からの理事国に選任されています。こうした事情にもかかわらず、政府は、自由権規約を批准後、「第一選択議定書」＝「個人通報制度」の批准については30年以上も放置してきたのです。しかし、もはや日本政府が「第一選択議定書」＝「個人通報制度」の批准を拒み続ける状況にはありません。

折りしも、千葉景子法務大臣がその就任後の記者会見で、「国際的基準にもとづいて選択議定書を批准し積極的な姿勢を発信したい」と述べられたことを支持し、その実現を求めます。

よって、政府におかれましては、ぜひ、自由権規約「個人通報制度」（第一選択議定書）を速やかに批准されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年3月24日

奈良県斑鳩町議会

以上です。どうぞよろしくご賛同いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、国連自由権規約「個人通報制度」の批准を求める意見書につきまして、反対の立場から私の意見を述べさせていただきます。

第一選択議定書が定める個人通報制度については、政府において国連自由権規約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度として考えられており、外務省及び法務省の関係部局により、本議定書に基づく個別具体的な事案を精査され、個人通報制度が日本に適用された場合の影響について検討する研究会を定期的開催され、協定書の締結の是非について、真剣かつ慎重に検討されているところであります。

よって、この意見書の提出に対しては、もう少し政府の動向を見極めていくことが肝要であると考え、いますぐにはこの意見書の提出は必要がないものとして反対いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第2号 国連自由権規約「個人通報制度」の批准を求める意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

意見書にもありますが、個人通報制度とは、個人が各人権条約に違反する人権侵害を受けた場合に、国内での救済手続をすべて尽くした後、日本で言えば、国内裁判がすべて終わった後に各人権条約委員会に通報をし、直接その申し立てが出来る手続のことで、これは、各人権条約の締約国において適正にその条約が適用され、人権が具体的に保障されるためには、具体的事案そのものが各人権条約委員会で審査され吟味される必要があることから認められた制度です。

実際にあった例の一つとして、5人の日本人観光客が現行犯逮捕され、裁判で有期刑となったオーストラリア・メルボルンでは、1998年判決が確定した4人が、日本の弁護士の援助も受け、人権侵害を自由権規約委員会に通報しました。犯行を全面否認したものの、捜査、裁判の段階で、きちんとした通訳や弁護士の援助が受けられなかったことは、国際人権規約B規約に違反すると訴えたものです。この場合は、オーストラリアが議定書を批准していたので、通報することが出来ました。しかし、日本国内では、例えば1回の残業拒否を理由に解雇をされ、最高裁もこれを正当化した日立・田中事件をはじめ、多くの人権侵害事件があるにもかかわらず、個人通報の道を断たれているのが現状です。

日本政府は、これまで自由権規約は批准しているにもかかわらず、第一選択議定書＝個人通報制度は批准していません。その理由として、制度濫用のおそれがある、司法権の独立を侵すおそれがあるとしていますが、この議定書では、各国の司法制度を尊重するため、個人通報の受理は国内の救済手続を尽くしても救済されなかった場合などに限られています。自由権規約委員会の見解も、司法介入を避けるため、司法機関でなく政府に伝え、その改善を求めるものです。

2008年10月に、自由権規約の第5回日本政府報告審査の際に、人権規約委員会から、個人通報制度は、国内裁判所が行った事実認定や証拠評価、国内法の解釈の再審

査を原則として行うことではないことを日本政府も留意し、批准を決断すべきであると勧告を受けており、日本政府の言う司法権の侵害には当たりません。

私は、先ほどオーストラリア・メルボルンの事例で示しましたように、本当に個人通報制度を必要としている人が日本でもこの制度を使えるようにするというのが、まず第一にやるべきではないかと考えます。

先ほど、反対討論者も、今、国の方で検討をされているというふうに申されておりましたので、ぜひ、今、検討をされていることにつきまして、政権もかわりまして現在の法務大臣も批准する姿勢を示しております。そのことをやはり早期に実現していく、前向きに進めていくためにも、この斑鳩町議会から、個人通報制度を速やかに批准する意見書を採択し、政府に実現を迫っていくべきだということを申し上げまして、この意見書に対する私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。よって発議第2号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、追加日程3、発議第3号 冤罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、発議第3号についての提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第3号

冤罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書について  
標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年3月24日提出

議会議員

里 川 宜志子

木 澤 正 男

それでは、意見書本文の朗読をもちまして提案説明とさせていただきます。

#### 冤罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書

国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官と共に犯罪を裁く裁判員制度が2009年5月から施行され、国民の感覚が裁判の内容に反映されること、それによって、国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されています。

しかし、実際の裁判では、DNA型再鑑定により無実が明白となり、現在宇都宮地裁で再審裁判を行っている足利事件の菅谷利和さんは、長時間の警察の取調べで暴力まで振るわれて、虚偽自白をさせられた無念さを語っています。

昨年最高裁で再審が確定した、布川事件の桜井昌司さんと杉山貞男さんも長時間の過酷な取調べと誘導によって「自白」を強要され、その上無実を証明する諸証拠を隠され、無期懲役の刑を受け、29年間も刑務所に閉じ込められ、仮釈放をされてから再審を闘って無実を晴らそうとしています。

検察庁や警察庁では現在、各地で取調べの一部のみの録画・録音（最終段階での自白の自発性確認）を施行しています。しかし、このような録画・録音手法は、更なる冤罪を生み出すという重大な問題をもっています。

「取調べの可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に警察や検察が行う取調べの全過程を録画・録音することで、可視化が実現すると、冤罪の原因となる密室での違法・不当な取調べによる自白の強要が防止できると共に、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には取調べの録画・録音テープが証拠となります。

取調べの可視化は、自白の任意性や信用性を迅速・的確に判断するための方策として、また、冤罪事件を防ぐことにつながり、裁判員制度をより公正で国民本位にするために不可欠な取り組みのひとつと言えます。

さいわい、千葉景子法務大臣が記者会見で、取調べの可視化の早期実現に意欲を示されたことを支持し、その実現を求めます。

よって、政府におかれましては、取調べ過程の全面可視化を実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年3月24日

奈良県斑鳩町議会

以上です。どうぞ皆さんご理解いただけますようお願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 冤罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書につきまして、反対の立場から私の意見を述べさせていただきます。

私も、冤罪を防止することは大切なことだと認識しております。しかし、全面可視化が実現することによって、警察及び被疑者による可視化に伴う権利の濫用をどのように防止するのかがまだ見えてこない現状での全面可視化の実現は、国民生活に与える影響が大き過ぎると言わざるを得ません。具体的には、映像の編集や修正の技術は進歩しており、映像の真実性の担保をどのようにするのか、見えてきておらないのが現状です。

このように、誰もが容疑者や被疑者になってしまうかもしれない現代社会において、この全面可視化の問題は、今後、国民的議論の時間が必要であると考えます。

よって、この意見書の提出に対しては、もう少し政府の動向を見極めていくことが肝要であると考え、今すぐにはこの意見書の提出は必要がないものとして反対いたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第3号 冤罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

意見書の中でもふられていますが、足利事件や布川事件のように、長時間の取調べや、時には暴力までふるわれて虚偽の自白を強要させられるなど、本来無実である人間に罪が着せられるといった事件が後を絶ちません。

そもそも、なぜこんなことが起こるのでしょうか。日本弁護士会によると、日本の刑事司法制度では、捜査段階における被疑者の取り調べは、弁護士の立ち会いを排除し、外部からの連絡を遮断されたいわゆる密室で行われるため、捜査官が供述者を威圧したり利益誘導をしたりといった違法、不当な取り調べが行われることがあります。そして

その結果、供述者が意に反する供述を強いられたり、供述と違う調書が作成されたり、その精神や健康を害されるといったことが少なくない指摘されています。その上、公判において供述者が、脅されて調書に署名させられた、言ってもいないことを調書に書かれたと主張しても、取り調べ状況を客観的に証明する手段に乏しいため、弁護人、検察官双方の主張が不毛な水掛け論に終始することが多く、裁判の長期化や冤罪の深刻な原因になっているとも指摘がされています。

実際に、2002年に起こった富山連続婦女暴行冤罪事件、いわゆる氷見事件と呼ばれている事件ですが、そこでは柳原浩さんは、まず容疑も知らされずに1日14時間も取調室で拘束され、2日目には自殺を考え、3日目には気絶をしました。さらにまた、取り調べを行った警察官が、お前の家族も、お前がやったに違いない、どうにでもしてくれと言っているなどという真実に反する誘導を行い、取り調べを受けた柳原さんは容疑を認め、自白したものとして逮捕されました。

この事件は、無理やり富山地検が立件し、地裁においても、本人の自白と少女らの証言で有罪判決が下り、柳原さんは控訴をあきらめ3年の懲役刑に服したのですが、出所後、驚くことに、別の事件で逮捕された男が自供し、冤罪が初めて判明しました。後の2007年10月10日に、再審で無罪判決が確定しましたが、この冤罪で服役した柳原さんは、尋問した刑事から、身内が間違いないと認めていると告げられ、弁明しても聞いてもらえず、罪を認めざるを得ない状況に陥ったと話しています。また、同意すること以外は、意見を述べることを刑事から禁じられた上で、刑事の言うことが事実だという念書を書かされ署名させられていたことも告白しています。

本来、警察や検察の仕事は、事件の事実関係を確認し真相を明らかにすることです。それが憶測で犯人だと決めつけ、過度の取り調べを行ったり、まして暴力等によって自白を強要させるようなことがあってはなりません。

このように、実際に行われている自白を強要させるような取り調べのあり方や、客観性が保障されない密室での取り調べをなくそうと思えば、警察、検察がとり行う取り調べに対し、一部だけではなく全面的な可視化が必要です。これまでの過ちを教訓に、今後の冤罪を防止するため、国できちんと法整備を行い、警察、検察がとり行う取り調べに対する全面的可視化の早期実現を求め、この意見書に対する私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

- 議長(中西和夫君) 起立少数であります。よって発議第3号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、追加日程4、発議第4号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、木澤議員。

- 14番(木澤正男君) それでは、発議第4号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見書について提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第4号

EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米

FTAの推進に反対する意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年3月24日提出

議会議員

里川 宜志子

木澤 正男

それでは、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見書

FAO(国連食糧農業機構)は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、「金融危機が途上国を含む多くの国の農業に悪影響を及ぼし、食糧危機は、今後ますます深まる恐れがある」とする警告をしています。農林水産省も、「世界の食糧は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食糧価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析しています。(「2018年における食糧需給見通し」09.1.16)

こうしたなかで明らかなのは、これまでの輸入自由化万能論の立場では、深刻な世界の食糧問題は解決できないということです。それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、

食糧自給率を向上させることが求められています。

さらにこのような事態は、農産物貿易の全面自由化や農業補助金の削減・廃止を世界に押し付けたF T O（世界貿易機関）農業協定路線の見直しを強く求めています。また、F T O路線を前提にした2国間・地域間の協定であるE P A（経済連携協定）・F T A（自由貿易協定）路線も同様に見直さなければなりません。

前政権は、2010年に向けたE P A工程表を打ち出し、すでにメキシコ、タイ、フィリピンなどとの協定を発効させ、オーストラリア等との交渉を行ってきました。また、現政権の民主党は、日米F T A交渉の促進を総選挙マニフェストで打ち出しています。

日豪、日米のE P A・F T Aは、日本の農業に壊滅的打撃をもたらすことは明らかであり、到底、容認できません。特に日米F T Aについて民主党は、主要農産物を「除外する」といいますが、相手国のねらいは農産物の関税を撤廃することであり、一旦、交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことが懸念されます。今年は6月5日札幌で開催されるA P E C閣僚会議を皮切りに同農相会議（10月新潟）、同首脳会議（11月横浜）なども予定されており、アジア地域における輸入自由化の動きも予断を許さない状況です。

今求められるのは、食糧を外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40%程度にすぎない食糧自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことだと考えます。

以上の趣旨に基づき、次の事項について強く要望します。

#### 記

1. 日本の農業を守るため、これまでのE P A・F T A推進路線をみなおすとともに、アメリカとのF T A交渉は行わないこと
  2. 食糧自給率の向上に向け、抜本的な農業政策の見直しをおこなうこと
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年3月24日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。議員皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書を採択することに反対する立場から意見を申し上げたいと思います。

まず、意見書の1点目である「日本の農業を守るため、これまでの E P A ・ F T A 推進路線をみなおすとともに、アメリカとの F T A 交渉は行わないこと」についてですが、F T A は、輸出入の際にかかる関税や通信、流通などの貿易障害を取り除くことを目的としており、E P A は、それに加えて投資ルールや知的財産の保護等も盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指すものです。この F T A ・ E P A は、経済の活性化や資源、エネルギー、食糧等の安定的輸入の確保に寄与しているほか、経済的な関係を深めることで、国際社会の一因として、対象国との関係を緊密化するという政治、外交上のメリットがあると私は考えます。

また、意見書の2点目の「食糧自給率の向上に向け、抜本的な農業政策の見直しをおこなうこと」についてであります。食糧自給率が先進国中最低水準にある我が国としては、食糧安全確保の観点からも、より高い食糧自給率を目指していかなければならないことは国民皆求めることで、私も同じ意見であります。

しかし、その一方、日本国が主幹産業である加工貿易により外貨を得ることも大切なことであります。もし、E P A ・ F T A に反対すれば、工業製品の輸出に与えるダメージは大きく、国の経済に与える影響は計り知れません。農業政策と輸出産業とのバランスをどうとっていくかは非常に難しい課題ということもあり、E P A ・ F T A の問題は慎重に扱うべきだと考えます。

これらのことから、E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書を採択することに反対いたします。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、この意見書を取り上げさせていただきましたのは、奈良県農民連というところから要望書が参りました。そして、色々全国的な状況を調べてみますと、このそれぞれ各県の農民連が、各自治体の議会に対しまして、これらの要望書や陳情書を提出されていると共に、この農民連だけではなく農協の関係者、また農業の関係者、こういった

方々からも、各都道府県で色々な動きがあつて、陳情、請願も出されているところもございませう。

昨年の9月議会、12月議会でも、多くの議会で次々この問題は可決をされています。山形県では、県と全35市町村のうち34市町村で請願や陳情が採択され、意見書が可決されています。栃木県でも、県議会と30市町のうち23市町の76%、鳥取県でも74%というふうに、非常に高い比率で採択をされています。秋田県なども60%台で、多くの自治体で可決をされています。これは、なぜでしょうか。やはり、その地方、地方の特色もあるとは思ひます。でも、私は、食糧の自主権、今後、日本にとって大変重要な問題であるというふうに考えています。以前は盛んだった第一次産業の底上げをして食糧自給率を高めていくことが、本来あるべき姿ではないのかなというふうに思ひます。

反対者は、経済の安定ということもおっしゃられましたが、輸出大企業の利益を第一にして、一生懸命頑張っている1軒1軒の農家をやはりどうしていくのか、一生懸命つくったお米が十分に買い取ってもらえない。そして、しんどい、しんどい。お米の値段はだんだん下がっていく。農産物だんだん下がっていく。もちろん後継者がいない。こんな状況で本当に私たちは、地産地消と言ひながら、食糧を自分たちの手で、自分たちの国で、住んでいる大地でつくって食べていくことができるのだろうか。そして、安全な食べ物を子どもたちに与えてやることができるのだろうか、私は本当に真剣に考えています。そして、農業関係者の最大の願ひも、とめどない輸入増をストップさせてほしいということではないでしょうか。

でも、現政権の鳩山内閣は、日米FTAや日豪EPA、WTOなどの自由化交渉には非常に積極的であるというところに、私はとても心配をしています。だからこそ、私は、今、賛成の立場からこの意見書を何とか取り上げていきたいという思いで立たせたいだいでいます。

皆さん、農業予算、これ自公政権のときでも、毎年毎年削減されてきたんです。昨年度、国の予算に占める割合というのは4.9%でした。ところが、2010年度、22年度ですね、民主党政権は戸別所得補償を5,618億円と予算化してるんですよ。にもかかわらず、事業仕分けで、これまで必要とされていた予算をどんどん削減したり廃止しました。ですから、この戸別所得補償を予算化しても、さらに自公政権のときより悪い国家予算に占める農業予算、4.6%に下がっているという状況です。これでは、

幾ら戸別所得補償をしたって、農業の再生など出来るわけがないと考えます。

国の基幹産業としてそれにふさわしい政策を行うべきであり、自国でつくられた農産物を大切に食糧主権を確立すると共に、食糧を自国で生産出来ない飢饉や飢餓に苦しむ世界の国々への援助や流通に対して積極的になって取り組むべきであるということも申し添えさせていただきまして、ぜひともこの意見書を上げていきたいという思いから、私も賛成者として意見を申し上げさせていただきました。どうぞ議員皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。よって発議第4号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、日程6、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いをいたします。

続いて、日程7、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、今月末をもって退任されます芳村副町長のごあいさつをお受けいたします。

○副町長（芳村 是君） 議員皆さん方、お疲れでありますのに、失礼させていただいて退職のあいさつをさせていただきます。

私、このたび、3月31日をもちまして副町長職を退任することになりました。今日、3月の定例議会において、中西議長の大きなご配慮によって、この本議会議場で退任のあいさつ出来ますこと、私にとっては非常に光栄の至りでございます。ありがとうございます。

私も、今日のこの日の来るのを初めからわかっておったわけでございますけども、こうしてここへ立たせていただいてあいさつをすること、あいさつに臨むこと、万感こもごもといった胸に迫る思いでございます。

私は、昭和32年8月に斑鳩町役場に奉職をさせていただきました。この3月31日で51年と8カ月たちます。こうした長い間、斑鳩町職員として、斑鳩町を一筋に渾身の努力を重ね町政の発展に努めてまいりました。このことは、私の生涯にとって忘れることの出来ない喜びでもございます。

こうして議場の壇上に立たせてもらうとき、この議会等で色々議員の皆様と議論を交わしました。私は約33年ほど議場等で議論を交わさせていただいたと思います。私が一番初めに一般質問をいただきましたのは、昭和52年の9月定例議会でございます。そのときの質問内容は、ミニ開発の抑制についてという質問でございました。その後、多数の議員の皆様から多くの質問や要望、要求、意見をいただきました。私は、多くの議員の皆様から要望、要求、意見、そして質問の一问一問が、私にとっては大きな勉強になりました。それ以上に、質問を受けたものに対しては、関連しますそういう案件についても勉強をいたしました。

私たちは、ご存じのように、幅広い面から答えを出さなければなりません。そういう意味におきましては、議員さんからいただいた貴重な意見、これは相当大的な成果として私はなったのではないかと。町民に対して、色々な意見もございましたけど、それに対して的確にこたえられたのではないかと、このように思っております。

町民からは、色々交流、そしてふれあいをしてまいりました。時には、対応のまずさから大きく怒られました。そしてその解決をつけるには、相当の時間、何日とかかったこともございます。また、住民から色々要求いただいて、その答えがなかなか出来ない。町としては言いにくい、こういうこともございました。そういうことが後日、町政非難として私にかかってきたものもございます。

また、町民の皆さんと親しくなりまして、色々な情報、また意見もいただきました。そういうことについても、私はこの51年7カ月、町民とふれあいしてきた、色々な面において、今、なつかしく思っております。ほんとにありがたいなと、今、このように思ってます。

また、私は町長の命によりまして、大型事業をよくせよということの指示をいただきました。水道部長のときには第4次拡張事業に伴う三井浄水場の整備、そして教育長のときにはすこやか斑鳩・スポーツセンターの整備工事、そして副町長のときには生き生きプラザ斑鳩の整備等々多くの整備をさせていただきました。この一つ一つの施設が出来ましたことは、地権者や関係する方の大きな犠牲の中で完成したと思っております。

用地交渉というものは非常に難しいものでございまして、一つの言葉が違えば、まとまったものでも白紙にされるということもございます。そういうことなどから、すべてまとめて用地代を支払おうというたときに、ちょっと考えさせてということもございましたし、買収費を払うて、そして落ち着いて、さあさあこれから入札にかけられるんだというときにも、その代金を返還されるということも色々ありました。けども、最終には、やはり地権者、代理人、関係する皆さんが理解をしていただいて、先ほど申しました多くの施設が完成したということもでございます。私は、そういうことの経過を十分重んじまして、いつも協力していただいたお方については、ありがとうございましたという言葉をかけております。これからも、一町民になっても、そういう方々にお礼を述べていきたいと、このように思っておるわけでございます。

色々のことがございます。私が、町に奉職いたしました当時、30年代、非常にこの斑鳩町はまだ発展をしてない時でございました。少しの雨が降ったら水がたまと。ほとんど農地でございましたから。私もよく覚えておるんですが、以前議員されてました中川議員さんと雅司議員さんと一緒にスコップを持って走ったこともございます。そういうことも明確に頭の中に浮かんで来るわけでございますけども、住民の皆さんが色々協力し、そしてこのまちが発展してきたのではないかと、このように思ってます。

同時に、議員の皆さんが斑鳩の発展を後押ししていただく中できちっとしたチェックをしていただいたということにも、斑鳩町がここまでの成果があるのではないかと、このように思っております。こういう面に対しても、この壇上からでございますけれども、厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、一番私が町の職員として悲しいこともございました。それは教育長の時でもございましたけれども、平成9年の8月8日、当時斑鳩西小学校の臼井岳志君がプールで溺れ死んだということの事故がございました。私はちょうど出張をしております、電話で聞いた。すぐ病院の方へ急ぐために帰ったわけでございますけれども、私が着いたときには、まだ人工呼吸をされて、そして20分後でしたか、亡くなったという報告がありました。すぐに病室へ走って、その臼井君の顔を見ると同時に、両親の顔をよう見ませんでした。非常に残念なことをしたなといまだに思っております。私は、岳志君の命日には、線香をいつもあげに行っております。そういう中で、両親も、最近よく理解してくれはったなと、落ち着いてくれはったという気持ちがある。今になっては、残念としか言いようがございませんけれども、そういう悲しい経験もございます。

こうしたことが、色々な面に対して対応出来たことは、歴代町長はじめ議員皆さん、そして職員の皆さんの私に寄せていただいた大きな力強い協力、そして心温まる支援だったのではないかと、このように私は思っています。非常にありがとうございました。

また、小城町長様には、私は、教育長、助役、副町長と町の重責を命じていただきました。教育委員会に命じられたとき、もちろん議員さんの同意もございましたけれども、私のような浅学非才の者が、果たして国民に負託された斑鳩町の教育が出来るのかどうかと非常に悩みました。けれども、小城町長様が私にせよという期待を寄せていただいた。町長様のために、何が何でも教育行政を司るというかたい意思で、勉強に勉強を重ねたところでございます。

また、助役に選任された、当然議員の方も同意いただいたわけでございますけれども、そのときには、ご存じのように、大きな病気にかかりました。主治医に話すると、大丈夫やと言っていたわけでございますけれども、このときでも、こういう激務の助役の仕事が出来るのかどうかと非常に悩みました。町長にも話をし、町長から拝命を受けた以上、町長の助け役として何が何でも私の出来る範囲の中でやっつけようというかたい決意を私がしたわけでございます。

そういう中で今日まで来させていただきました。本当に私のような者に、小城町長は

じめ議員の皆さんから温かいご支援をいただいたこと、本当に感謝しきれない状態でございます。

この場で理事者側として答弁する日ももうございません、傍聴席ではあると思うんですが。色々議員さんと紛糾したこともございますし、また失礼なことも言ったこともあると思います。そういう無礼なことについてはお許し願いたいと思います。

また、一町民になっても、顔を見せれば、私も声かけますし、議員の皆さんも声かけてほしいなど、このように思います。

本当に長い間ありがとうございました。こうして立たせていただく中で声が詰まったわけでございますけども、本当に、さらに申し上げたいのは、小城町長様、そして議会の皆様、また職員の皆様、私を支えていただいて本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。（拍手）

- 議長（中西和夫君） 芳村副町長におかれましては、教育長として約10年、また助役・副町長として12年の長きにわたり斑鳩町の発展にご尽力いただきましたこと、議会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。退任をされましても、変わらぬご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますがお礼の言葉とさせていただきます。

それでは、閉会に先立ちまして町長のごあいさつをお受けいたします。小城町長。

- 町長（小城利重君） 平成22年第1回町議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、職員の勤務時間の短縮に伴う関係条例の整備に関する条例についてをはじめ、平成22年度一般会計予算、各特別会計予算など22議案を提出いたしましたところ、議員皆様には、去る3月1日から本日までの24日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

特に、さきの監査結果報告及び本会議並びに各委員会におきまして賜りましたご意見、指摘事項につきましても、真摯に受けとめ、今後の行政運営を進めてまいります中で十分に配慮し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

平成22年度予算につきましては、我が国の経済が緩やかに回復するとされているも

のの、町政運営の基盤となる町税につきましては、昨年度に引き続き減収となる極めて厳しい状況であります。このような状況ではありますが、住民皆様の幸せのために、施策に十分留意しながら、財政調整基金を取り崩すことなく、ふるさと斑鳩を未来に引き継いでいくため、限りある財源を重点的、効率的に配分し予算編成を行ったところでございます。

諸施策の推進に当たっては、議員皆様方のご意見等を十分お伺いしながら、職員と共に創意工夫を凝らしながら町政運営に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3月下旬を迎え、日一日と暖かくなってまいりましたが、まだ肌寒い日もございますので、議員の皆様方にはくれぐれも健康にご留意をいただきますようご祈念申し上げます。本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成22年第1回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午後4時50分 閉会）

